

官報

号外 平成十七年三月八日

○第百六十二回 衆議院會議録 第九号

平成十七年三月八日(火曜日)

午後一時 本會議

○本日の會議に付した案件

議員請暇の件

人事官任命につき同意を求めるの件

情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき

同意を求めるの件

国家公安委員会委員任命につき同意を求めるの

件

預金保険機構監事任命につき同意を求めるの件

日本銀行政策委員会審議委員任命につき同意を

求めるの件

宇宙開発委員会委員任命につき同意を求めるの

件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を

求めるの件

社会保険審査会委員長及び同委員任命につき同

意を求めるの件

地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の

規制等に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三分開議

○議長(河野洋平君) これより會議を開きます。

議員請暇の件

○議長(河野洋平君) 議員請暇の件につきお諮り

いたします。

島田久君から、三月九日から十八日まで十日

間、請暇の申し出があります。これを許可するに

御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よって、許可することに決まりました。

人事官任命につき同意を求めるの件

情報公開・個人情報保護審査会委員任命につ

き同意を求めるの件

国家公安委員会委員任命につき同意を求める

の件

預金保険機構監事任命につき同意を求めるの

件

日本銀行政策委員会審議委員任命につき同意

を求めるの件

宇宙開発委員会委員任命につき同意を求める

の件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意
を求めるの件

社会保険審査会委員長及び同委員任命につ

き同意を求めるの件

○議長(河野洋平君) お諮りいたします。

内閣から、

人事官

情報公開・個人情報保護審査会委員

国家公安委員会委員

預金保険機構監事

日本銀行政策委員会審議委員

宇宙開発委員会委員

中央社会保険医療協議会委員

及び

社会保険審査会委員長及び同委員に

次の諸君を任命することについて、それぞれ本院

の同意を得たのと申し出があります。

内閣からの申し出中、

まず、

人事官に小澤治文君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与

えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、同意を

与えることに決まりました。

次に、

情報公開・個人情報保護審査会委員に橋本瑞枝

君、上村直子君及び新美育文君を、

国家公安委員会委員に吉田信行君を、

預金保険機構監事に高橋瞳君を、

日本銀行政策委員会審議委員に西村清彦君を、

宇宙開発委員会委員に森尾稔君を、

中央社会保険医療協議会委員に遠藤久夫君を、

社会保険審査会委員長に大槻玄太郎君を、

同委員に関野杜滋子君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与

えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よって、いずれも同意を与えることに決ましまし

た。

次に、

情報公開・個人情報保護審査会委員に稲葉肇君

を

任命することについて、申し出のとおり同意を与

えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、同意を

与えることに決まりました。

次に、

社会保険審査会委員に粥川正敏君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与

えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、同意を

与えることに決まりました。

次に、

○梶山弘志君 議案上程に関する緊急動議を提出

いたします。

内閣提出、地方税法等の一部を改正する法律案

を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進

められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 梶山弘志君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 地方税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長実川幸夫君。

地方税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔実川幸夫君登壇〕

○実川幸夫君 ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、定率減税の縮減、所得譲与税の増額、法人事業税の分割基準の見直し、個人住民税に係る人的非課税の範囲の見直し等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る二月十五日日本委員会に付託され、三月二日麻生総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、小泉内閣総理大臣の出席を求めて質疑に入り、翌三日及び本日質疑を行い、これを終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 討論の通告があります。これを許します。小宮山泰子君。

〔小宮山泰子君登壇〕

○小宮山泰子君 民主党の小宮山泰子です。

私は、民主党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました政府提出の地方税法等の一部改正案に対し、反対の立場より討論を行います。(拍手)

反対の第一にして最大の理由は、定率減税の縮減であります。

定率減税は、導入された際の経緯からいって、いずれは廃止することが妥当なものではありません。しかし、我が国の経済状況を見れば、一部に回復の兆しを見せつつも、依然として厳しい環境にあります。定率減税の二分の一縮減により、所得税と地方税合わせて一兆六千五百億円の国民負担、さらに年金課税強化、年金保険料、雇用保険料の引き上げ等、国民を取り巻くさまざまな負担増を考えれば、このタイミングでの定率減税縮減は景気後退へのリスクが余りにも大きく、反対です。(拍手)

そもそも、定率減税の縮減は、施行日が来年の一月とされている改正で、三月三十一日までに成立させる必然性はありません。定率減税の縮減がもたらす景気への影響、家計への影響をかんがみれば、与党・政府の言うように、日切れ法案だからという理由だけで短い審議時間で決着しようというのには余りにも横暴で、国民に対し無責任、不誠実です。

与党は、予算案を一刻も早く成立させることばかりを重視し、予算関連のほかの法案の審議を軽んじる傾向があります。成立を急ぐばかりに我が国の将来を方向づける議論をおろそかにし、あげく進路を誤るようでは、本末転倒と言わざるを得ません。(拍手)

定率減税の縮減に加えて、六十五歳以上の高齢者向けの非課税措置も廃止されようとしています。この非課税措置廃止により得られる税収は、約百七十億円です。財務省の十五年度決算資料によれば、歳出の不用額が、一般会計で一兆八百七十四億円、政府関係機関で九千二百五十億円もあるのです。まずは歳出の徹底的な見直しこそが取り組むべき課題であるはずで、ここに手をつけぬまま、定率減税の縮減や高齢者への非課税措置の廃止等、国民負担にばかり財政再建の逃げ口を見つめようとする政府・与党のやり方は、到底国民の理解を得られません。

また、今回の法改正で、所得譲与税として一兆千五百九十九億円が地方へ移譲されようとしています。その大半を占めるのが、国民健康保険制度の都道府県負担導入に伴う六千八百五十億円の税源移譲です。しかし、都道府県にしてみれば、税源移譲されたところで使途に自由はなく、むしろ医療費の増加に伴う負担増が懸念されています。地方提案の骨抜き、地方への負担転嫁に終始した小泉流の三位一体改革の典型例と言えます。このような地方の裁量拡大につながりにくい補助金案とセツトの税源移譲には賛成できません。(拍手)

私が埼玉県議会の総務委員長をした経験からも感じておりましたが、地方分権、地域主権にふさわしい財政構造にするには、自主財源をふやすこ

とが不可欠であります。地方分権を形だけでなく実質的なものにするために、三位一体や改革というあいまいな言葉を使うのをやめて、民主党が提案しているように、現実には地方財政の自立に直結する改革こそ推し進めるべきです。

以上申し上げたように、地方の自由度が高まらない補助金改革と裏腹の税源移譲法案、また、分権に名をかりた増税法案である地方税法等の一部改正案には断固反対であると最後に申し上げ、私の討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益

の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、旅券法

及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。外務大臣町村信孝君。

〔国務大臣町村信孝君登壇〕

○国務大臣(町村信孝君) 旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一

部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

近年、旅券の不正取得や偽変造等の旅券犯罪が増加し、組織的な密入国などの組織犯罪にこれらの旅券が使用されているほか、国際テロリストによる不正旅券の使用も懸念され、旅券の不正取得や不正使用等に適正かつ厳格に対処する必要があると見られます。また、国際社会においても、昨年のシー

アイランド・サミットで渡航の安全性向上に関する行動計画が合意されるなど、旅券犯罪を防止し渡航の安全性を向上させるために、各国が協調して取り組むよう求められています。

この法律案は、以上に述べた状況にかんがみ、旅券犯罪や不法な出入国の防止を強化し、渡航の安全を向上させ、海外に渡航する国民の便宜を図るため、旅券法等の一部を改正するものであります。

次に、この法律案の主要点について御説明申し上げます。

改正の第一は、電磁的方法による記録を行った旅券の導入であります。

国際民間航空機関が定める国際規格に準拠した、生体情報を搭載した旅券を導入することとし、旅券の名義人の写真及び身分事項の一部を電磁的方法により記録した旅券を発給することができるとしました。

改正の第二は、紛失または焼失した旅券の失効制度の導入及び旅券の再発給制度の廃止であります。

現在は、紛失または焼失した旅券は、当該旅券にかわる旅券が再発行等されない限り失効しないこととなっていますが、紛失等した旅券の悪用防

止を強化するため、紛失または焼失の届け出があった旅券は、当該旅券にかわる旅券の再発行等の有無にかかわらず失効させることとしました。これに伴い、紛失等した旅券の効力を継承する旅券を再発行する現行の再発給制度を廃止することといたしました。

改正の第三は、旅券法の罰則の整備であります。

増加、深刻化する旅券犯罪に的確に対処し、また、国連国際組織犯罪防止条約を補足する密入国議定書の国内の実施を担保するため、旅券の不正取得、不正行使等の罪に係る刑の引き上げ、偽造旅券等を譲り渡し、譲り受け、所持等した者の処罰、営利目的事犯の加重処罰、これらの罪の未遂の処罰を行うこととしたものであります。

改正の第四は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の整備であります。

先ほど申し上げた密入国議定書の国内の実施を担保するため整備する旅券法上の罪を、同議定書の規定に従い、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の犯罪収益等隠匿罪等の前提犯罪に加えることとしたものであります。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。古本伸一郎君。

〔古本伸一郎君登壇〕

○古本伸一郎君 民主党・無所属クラブを代表いたしまして、古本伸一郎、ただいまより質問申し上げます。〔拍手〕

議題となりました旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、関係大臣に御質問申し上げます。

我が国では、旅券が誕生いたしましたのは明治十一年。現在、渡航者は年間に一千六百万人を超え、国民の四人に一人が旅券を持つ時代となりました。

海外とのかけ橋となる旅券は、身分を証明する公文書であり、その偽変造が後を絶ちません。昨年、旅券の紛失、盗難件数は五万件に上り、不正使用による犯罪も懸念されております。相互にビザ免除を受ける国が五十を超える日本の旅券は、信頼の高さから、犯罪に巻き込まれる側面もあります。

そこで、外務大臣、我が国が発給する旅券の海外での不正使用の現状と対応についてお尋ねいたします。

こうした状況下、国際民間航空機関、ICAOでは、電磁式認証によるいわゆるIC旅券の導入を決定いたしました。顔写真等生体情報をICチップに記憶させ、本人照合を行うもので、出入国の時間短縮や、旅券の偽造が難しくなることから、犯罪の抑止にもつながると期待されております。

外務大臣、利便性が向上する一方、旅券に記憶される個人情報漏えいや持ち出しに関する防止策についてお尋ねいたします。

また、住基ネット導入の際、同様の懸念がありました。どのように改善が織り込まれたのか、外務大臣にあわせてお尋ねいたします。

渡航が身近になり、国民が犯罪やテロの危険性と隣り合わせとなっております。また、その犯罪が巧妙化し、国民を守るための法整備も必要となっております。他方、国際シンジケートが旅券の偽造を行っているとも言われており、その芽を摘み取るべく、国際社会が連携を図るべきではないでしょうか。

外務大臣、日本は平和国家としてのリーダーシップが問われています。本件を上流でせきとめるその御決意を伺いたいと思います。

IC旅券導入を契機にいたしまして、国際的な犯罪者情報が供用され、入管の水際で防止できるか、そういう体制になるのか、どうでしょうか。法務大臣に効果をお尋ねしたいと思っております。

米国では、九・一一のテロ以降、入国管理を強化するため、指紋の採取、顔写真の撮影が行われております。さらに、二〇〇五年秋から発給の旅券は、IC旅券に限りビザを免除すると発表され、開発や手続が間に合わない関係国では、延期を求め交渉中と伺っております。

外務大臣、米国との交渉状況と、万一期されない場合、日本人渡航者への影響につきまして対応をお尋ねしたいと思います。

法務大臣、入国する際、米国を例に、我が国でも入管での指紋採取等を検討しているとの情報がありますが、議論の方向性につきましてお尋ねいたします。

郵政民営化等、規制の緩和や産業分野の創出の背景に、米国による年次要求があると言われてお

ります。本件もまた、そうではないかとの見方もあります。このことを了とし、国益を主張する日本外交とすべきではないでしょうか。IC旅券を例に、心臓部のデータベース、読み取りシステムなど、我が国の技術が世界の標準、いわゆるデファクトスタンダードとして確立できるよう、国家としても動くべきではないでしょうか。

外務大臣、ICAOが生体認証の方法として虹彩や指紋等を用いることを認める中、顔写真のみ採用した経緯につきましてお尋ねいたします。

新世代のエネルギー、水素燃料電池の領域では、日米両国が国家戦略として産業を支援してまいりました。熾烈な開発競争は、国家の支援があればこそ、世界に伍する力を涵養できるのではないのでしょうか。

旅券を持つ人は、統計のある欧米等だけを見ましても約二千五百万人、生体認証技術の他分野への展開も考えれば、大きな芽に育つ可能性がります。当該市場について、経済産業大臣の御所見を伺います。

また、我が国の生体認証技術は、ATMにおける静脈認証等、世界に先んじた技術が育っています。

経済産業大臣、IC旅券導入に際し、外務省にどのような働きかけをなさったのか、お尋ねいたします。

外務大臣、生体認証の技術育成や支援の観点から、経済産業省と連携されたのか、お尋ねいたします。

今後、国際機関や条約での取り決めにより、特定の技術分野において、世界標準の果実を他の国が得るかもしれません。

両大臣、いかにして国益を守るのか、御決意をお聞かせ願います。

外交は、自国にないものを求めた先達が開いた交易のルートでもあります。我が国は、資源を諸国に求め、物づくりで培った技術を提供し、世界の繁栄に平和的に貢献してまいりました。

海底資源をめぐる中国との関係、牛肉をめぐる米国との関係、いずれも資源をめぐる課題ではないのでしょうか。付加価値をもつて世界に提供する、競争力の源泉となる国内の技術水準が研さんされ、商品の魅力が増し、内需を支える、これこそ自立的発展の連鎖であります。

領土の画定、会談のおぜん立ては外務省、權益を代表するのは経済産業省との現在の役割分担では、中国の一方的な大陸棚主張のごとく、国益を損ねる可能性があるのではないのでしょうか。懸念をいたします。

経済産業大臣、中国による東シナ海の資源開発問題解決に向けた外務省との連携についてお尋ねいたします。

ホワイトハウス直轄の通商代表部が窓口となり、交渉をまとめる米国の姿を傍らでごらんになつておられる両大臣におかれましては、だれよりもその必要性を感じておられるのではないのでしょうか。ぜひ一本化を図つてみてはどうでしょうか。

省庁再編から四年、我が国も、技術や資源といった国益をはぐくみ、交渉し、守っていく機能を一元的に備えるべきではないのでしょうか。経済産業大臣、外務大臣の御所見を伺います。(拍手) 現在、二〇一〇年までに外国人旅行者を一千万人に倍増する、ようこそ日本キャンペーンが国交

省の主管で推進をされております。三月二十五日より愛・地球博が開催され、九月までの会期中、多くのお客様が来訪されることを願うところであります。ポスト万博もまた大きな課題であります。海外からのお客様に、ようこそ、そう言える日本でありたいと願うばかりであります。

日本を訪れる外国人の内訳は、ビザが相互に免除となる欧米諸国が約三割にとどまっている一方で、ビザを要し、一部の都市の団体・観光旅行のみ認めている中国等、アジア諸国がその大半を占めている、底支えをしている実態があります。

訪日の需要とビザの供給が不整合になっているのではないのでしょうか。IC旅券は日本国民にのみ適用され、訪れる外国人の多くは旧来の旅券で入国することとなります。

法務大臣、外国人の入国審査に際し、旅券のIC化の効果としてどのような便益が提供されるのか、お尋ねいたします。

外務大臣、査証の相互免除のない国々に対し、ようこそ日本キャンペーンの趣旨に照らし、今後の対応方針についてお答え願います。

経済産業大臣、EPA交渉を初め、外国人労働者への対応が問われています。外国からの投資は脅威ではないと総理は述べておられます。外資と労働力の是非について、大臣の御所見を伺います。

外国人が日本に不法残留する問題は、水際が肝要であり、適正に入国し、合法に残留される方は快適に過ごされるよう整備をしなければなりません。外国人が日本を訪れ、観光や勉強、そして労働につかれ、同様の目的で日本人も渡航しているわけでありま

ようこそその精神を醸成する一方で、外国人犯罪の現実もあります。

各般にわたる法整備との整合性について、各省がどのようにすれば両立を図れるものとお考えでしょうか。総括し、外務大臣にお尋ねいたします。

次に、行政コストについて伺います。

民間にできることは民間でとの小泉内閣の考え方は、本気で原価と闘う覚悟があるならば、国民の大声援が聞こえてくると思います。原価を下げる努力が報われる行政の仕組みになつていないのでしょうか。人、物、金を総合的に査定する機能が行政に備わつていないのでしょうか。原価と闘える体制になつていないことを、まずは解決すべきではないのでしょうか。

外務大臣、旅券業務も、国立印刷局から民間開放の声が強い窓口業務まで、多岐にわたります。民間委託について御見解を伺います。

国民が安心、安全に暮らすために、例えば入国審査や空港警備は官が守るべき領域であり、採算性を主張される方は少ないでしょう。日本に住む管理費として税金や社会保険料を納めることは多くの国民も理解をしており、幾多の求めにも、結果として受け入れてくれました。

しかしながら、政府は、国民に新たな負担を求める前に、採算度外視でもやるべきこと、これは官がやります。採算重視すべき分野は民間に任せるとの決意で歳出査定をされているのでしょうか。仕組みの構築とあわせ、財務大臣にお尋ねいたします。

IC旅券の導入費二十五億円は、外務省から予算提案があつた時点で、行政側ででき上がつてお

ります。議院内閣制の我が国において、行政が立法府の与党と一体となり予算提案をするため、議会としての査定機能にも疑問を抱いております。

旅券の発給手数料について、十年旅券で見ると、値上げ後は一万四千円になると伺っております。実費に加え、一万円相当分が実は効用分、旅券を持つことで得られる効果の分として別途徴収されることとなります。

外務大臣にお尋ねします。

旅券の最初のページに、「本旅券の所持人を通路故障なく旅行させ、同人に必要な保護扶助を与えられるよう、関係の諸官に要請する。」との記載があります。他国にそれを求める前に、一部公館に対する世論の声を真摯に受けとめ、その効用分に見合った行政サービスを提供すべきではないでしょうか。

財務大臣にお尋ねいたします。

効用分として年間で約三百七十億円を別途国民から徴収することについて、費用対効果の意識を持つて歳入と歳出査定をなさっているのでしょうか。査定段階で仕組みとして確立しなければ、原価と闘うことはできません。財務大臣の御所見を伺います。

以上の費用対効果をかんがみれば、先般の所得増税は国民世論が許すわけにはまいりません。なぜなら、増税分の使途は、未納や未加入を看過し、放蕩経営を続け破綻した公的年金財源の穴埋めとして充てられるからです。

所得税収の七割を支えるのは給与所得者であります。もとより、未納や未加入がないこの層を中心に増税することを、これを不公平と言わずして一体何と言うのでしょうか。(拍手)給与所得者は

約四千万人おられます。年収五百万円以下の世帯が約七割を占める現状を見れば、家計に、より厳しくのしかかることとなります。

過日、脱税一千億円の事件が当局にて摘発されました。たつた一人の脱税額で実に四百万人近い所得税の増税分の一年分が、初年度が賄える計算となります。

日本は、いつから、まじめに働き納税をいたした人が報われない世の中になったのでしょうか。

財務大臣の答弁を求めます。

財務大臣、旅券もしかり、行政には財源が要ります。それを税に求めるためには、議論の入り口に所得の捕捉率の問題があるのではないのでしょうか。

納税者番号制の導入につきまして、総理も初めて言及されました。所得の捕捉率の問題と今後の対応方針について、徴税責任者として国民への決意を、財務大臣、お聞かせ願いたいと思えます。

行政は、小さなことからコストを引き下げる、その気概と実行する勇氣について国民は見詰めているのです。私たち審査する立法府は、その決意と行動が求められていると肝に銘じなければなりません。

民主党は、受益と負担が公平公正に実現される日本を目指してまいります。

高潔で潔い政治を、国民の皆様のために尽くすことをお誓い申し上げ、私からの質問を終わります。(拍手)

(国務大臣町村信孝君登壇)

○国務大臣(町村信孝君) 古本議員から十二問の御質問をいただきましたので、順次お答えを申し上げます。

上げます。

まず、我が国が発給する旅券の海外における不正使用の現状と対応についてのお尋ねであります。我が国在外公館が外国の警察等より連絡を受けた我が国旅券の不正使用件数は、平成十六年には二百九件に上り、五年前の平成十二年と比べ約二四%増加しています。

このような現状に対し、これまで偽変造対策の強化等を図ってまいりましたが、今回の旅券法改正案において、さらに高度の偽変造対策が施されたIC旅券の導入、罰則の強化、紛失した旅券等の失効制度の導入を図る等、不正使用防止のための取り組みを一層強化してまいらる所存であります。

次に、個人情報漏えい防止策及び改善策についてのお尋ねですが、住基ネット導入時に個人情報保護の重要性が指摘されたことを受け、IC旅券に記録された個人情報所持人の同意なく第三者により不正に読み出せない技術を採用し、ICチップ内の情報の不正取得の防止等、個人情報保護に万全を尽くしてまいらる所存であります。

次に、旅券の偽変造に対する我が国の対応についてのお尋ねですが、我が国としては、さきに述べた今回の旅券法改正とともに、今後とも国際社会と緊密に連携し、国際的な旅券犯罪防止に向けた努力を継続してまいりたいと考えております。

次に、米国のIC旅券導入期限延期と日本人渡航者への影響についてのお尋ねでございますが、我が国のIC旅券導入が米国の定める導入期限である本年十月二十六日に間に合わないことから、外務省では、日米規制改革イニシアチブ等のあらゆる機会を通じて期限延長の申し入れを行っております。

ります。

仮にIC旅券導入期限が延長されない場合は、本年十月二十六日以後に発行された旅券の所有者は米国入国に際しビザを取得しなければならず、日本人渡航者に少なからず影響が及びます。外務省では、このような事態を回避するため、米国の緊密な協議を含め、引き続き最大限の外交努力を行ってまいります。

次に、我が国のIC旅券に顔画像のみを採用した経緯についてのお尋ねでございますが、国際民間航空機関、ICAOは、旅券に記録する生体情報として顔画像を必須と定めました。

御指摘のように、追加的に虹彩や指紋を用いることも認められておりますが、ICAOは現在のところ顔画像についてのみ技術仕様を含め国際標準を策定し、虹彩及び指紋については国際標準が定められておりません。したがって、我が国は今回の旅券法改正において、国際民間航空機関が決定した国際標準に基づき国際的に相互に運用可能な顔画像のみを採用したものであります。

次に、生体認証技術の育成、支援に関する経済産業省との連携についてのお尋ねでございますが、外務省は、経済産業省を含む関係省庁とIC旅券導入に係る連絡会議を開催し、国際民間航空機関における標準化の動向やIC旅券の技術仕様について協議、情報交換を行う等、適切かつ密接に連携をしております。

次に、技術分野の世界標準についてのお尋ねでございますが、国際民間航空機関におけるIC旅券の国際標準策定に当たり、外務省は、関係省庁と連携の上、我が国の技術が適切に反映されるよう右策定作業に積極的に参加してまいりました。

官 報 (号 外)

た。今後も、ＩＣ旅券を初めとする、国際機関や条約での取り決めに基づく技術の導入においては、関係省庁と緊密に連携の上、国際的議論や標準化作業に積極的に参加する所存であります。

次に、我が国の産業技術や資源といった国益の確保の機能を一元化すべくとのお尋ねでございますが、我が国の対外経済外交を推進していくに当たり、我が国の産業技術の保護や資源の確保といった国益確保の観点を踏まえることは当然であります。これまでも、知的財産権の保護や海洋権益の確保といった国内の各方面にかかわる問題につきましましては、関係省庁と緊密に連携しつつ、我が国全体の国益を踏まえて、政府一体となつて取り組んできております。

今後とも、かかる基本姿勢のもとで、対外経済上の諸問題に取り組んでまいります。

次に、査証免除を行っていない国・地域に対する今後の対応方針についてのお尋ねでございます。

外務省としては、これまでも人的交流の促進の観点から、アジア諸国・地域に対して、累次にわたり査証免除を含む査証手続の簡素化を実施してきています。

具体的には、昨年三月より韓国入修学旅行生、九月より中国人修学旅行生に対し査証免除を実施しているほか、愛知万博実施期間に合わせ、韓国人に対しては本年三月一日から九月三十日まで、台湾の居住者に対しても本年三月十一日から九月二十五日まで査証免除を実施いたします。

今後の対応方針については、外務省としては、観光を含む人的交流の促進の観点に加え、出入国管理、犯罪対策等の観点をもち考慮に入れ、適切に

査証行政を実施していきたいと考えております。

次に、我が国への訪日外国人受け入れと外国人犯罪との関係についてのお尋ねでございますが、外国人問題は、御指摘のとおり多岐にわたる問題であり、立法面を含め、各省が緊密に連携しつつ対応する必要があると考えております。

外務省としても、観光を含む人的交流の促進と好ましくない外国人の入国の未然防止という治安上の観点から、バランスのとれた査証事務に努力してまいりましたが、今後とも、法務省、警察庁等関係省庁との緊密な連携をとりつつ、適切な対応を行いたいと考えております。

特に、昨今、国民の安全、治安という問題に大変国民の関心が深まっているという、そうした国民心理の大きな動きというものも踏まえて、この査証業務をしっかりと行つてまいりたいと考えております。

次に、旅券業務の民間委託についてのお尋ねでございます。

旅券は、その所持人が自国民であることを証明する重要な公文書であり、旅券の不正取得等の旅券犯罪を防止し、国際テロを未然に防ぐ必要もあります。したがって、旅券発給における身分事項の確認等、旅券の発給管理全般に関する業務については政府が責任を持つてこれに当たるべきものと考えていますが、都道府県旅券事務所の窓口業務等に嘱託職員を採用するなど、既に可能な範囲で民間活力を利用する措置をとっているところであります。

最後に、効用分に見合った国民サービスの提供についてのお尋ねでございます。

外務省としては、国民との直接の接点である領

事業務の向上を外務省改革の重要課題であると位置づけ、海外における国民の利便を図り安全を確保するための施策の強化を図っております。

このため、昨年十月の海外交流審議会の答申などを踏まえ、国民の視点に立った領事サービスの強化に取り組んできたところですが、今後とも国民からの御意見や御批判を真剣に受けとめながら、引き続き領事サービスの一層の改善に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。（拍手）

（国務大臣中川昭一君登壇）

○国務大臣（中川昭一君） 古本議員にお答えを申し上げます。

ＩＣ旅券の市場規模でございますけれども、ＩＣ旅券導入は、ＩＣ旅券市場のみならず、旅券の発行管理、出入国管理、航空会社の搭乗管理など、さまざまな情報システム市場に波及効果があると考えられます。

また、海外市場や生体認証技術の他分野への展開があることを考えれば、その市場規模は相当程度大きいと考えております。

まだＩＣ旅券自体の本格的な導入が始まっていないため、波及効果も含めた全体の市場規模の算出は現時点で困難でありますけれども、仮にＩＣ旅券を日米欧など主要国が採用すれば、旅券だけでも二百億円以上の市場となるが見込まれ、その波及効果も含めれば相当のビジネスチャンスがあると期待されております。

次に、ＩＣ旅券の導入に関しての外務省との関係でございますけれども、経済産業省としては、ＩＣカードの相互運用性に関する我が国のすぐれた技術をもつて国内外のＩＣ旅券の円滑な導入を

推進するため、ｅ－パスポートの導入・活用に関する関係各省連絡会議における検討を通じ、外務省とも連携しつつ、現在、ＩＣ旅券の相互運用性に関する実証実験を行っているところであります。

次に、ＩＣ旅券に関する国際標準と国益についてのお尋ねでございますが、ＩＣ旅券に搭載される技術仕様については、外務省が参加する国際民間航空機関が策定を進めておりますが、その具体的な技術の検討に当たっては、国際標準化機構、いわゆるＩＳＯにおける国際標準を踏まえて行われると承知しております。

このため、経済産業省といたしましては、我が国が主導する技術が国際標準となるよう、今後とも引き続き、ＩＳＯでの標準化活動を積極的に推進してまいります。

その上で、国際民間航空機関に参加する外務省とも連携し、ＩＣ旅券の技術仕様の確立に向け、国益が損なわれることのないよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、中国による東シナ海資源開発問題の解決に向けた外務省との連携状況についてのお尋ねでございますけれども、中国による東シナ海における資源開発問題については、国益に直結する重要な課題と認識しており、政府一体となつて対応に万全を期すべく、これまでも経済産業省として、外務省を初めとする関係省庁と緊密に連携しているところでございます。

例えば、昨年十月に行われた日中協議に先立ち、私は町村外務大臣とともに、協議に出席する資源エネルギー庁長官及び外務省のアジア大洋州局長に対して、境界画定すべきであるのは日中双

方の二百海里までの水域の重なり合う部分であるとの日本の立場を主張するとともに、中国が開発を進めている春曉油田等に関して中国側に十分な情報提供を求めるなど、具体的な対処方針を指示してまいりました。協議では、このような指示に基づき、政府一体として適切な対応が行われたものと考えております。

このように、私自身、町村外務大臣とは、節目目で直接連携をとりつつ対応してきているところでございますが、担当部局間においても、昨年八月に内閣に設置された大陸棚調査・海洋資源等に関する関係省庁連絡会議の場はもとより、日々緊密に連絡調整を行っているところでございます。

経済産業省としては、現在、物理探査船がこの海域での調査をやっているところでございますけれども、本件につき今後とも官邸及び外務省を初めとする関係省庁と連携を密にとり、政府一体となつて、国連海洋法条約に基づく我が国の主権的権利その他の権利が侵害されないよう万全を期してまいりたいと考えております。

次に、我が国の産業技術や資源といった国益の確保の機能を一元化すべきであるとお尋ねでございますけれども、経済産業省は、設置法において、民間経済活力の向上及び対外経済関係の円滑な発展を中心とする経済及び産業の発展、鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保を図ることを任務としております。

御指摘の、産業技術や資源の確保といった課題は、経済産業省の中核的な任務であり、国益の重要な一翼を担うものとして、責任を持って政策を遂行しているところでございます。これらの政策

を遂行するに当たっては、外交政策を初め、関係府省との緊密な連携協力が不可欠であり、内閣のもと、政府一体となつて、国益の増進、確保に取り組んでまいれる所存でございます。

最後に、外資と外国人労働者の是非についてのお尋ねでございますが、外国からの投資については、新しい技術や経営ノウハウの導入、雇用の維持確保、消費者利益の増大に資するような対日直接投資の促進を図ることは、我が国経済活性化のかぎとなるものであります。経済産業省としても、このような認識のもと、関係各府省とともに、引き続き、その促進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、外国人労働者の受け入れにつきましては、平成十一年八月閣議決定による第九次雇用対策基本計画に示されているとおり、専門的、技術的分野の外国人労働者については、我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、受け入れをより積極的に推進することとしております。

一方、いわゆる単純労働者の受け入れにつきましては、国内の労働市場にかかわる問題を初めとして、日本の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすとともに、送り出し国や外国人労働者本人にとつての影響も極めて大きいと予想されることから、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応してまいりたいと存じております。

（拍手）

（国務大臣南野知恵子君登壇）
○国務大臣（南野知恵子君） 古本議員にお答えを申し上げます。

まず、ＩＣ旅券の導入による水際防止体制の整

備に関するお尋ねがございました。

法務省といたしましては、今般の我が国におけるＩＣ旅券の導入及び諸外国におけるＩＣ旅券の導入の動きに合わせ、今後、旅券の偽変造の発見や旅券の所持者と名義人との同一人性の確認を、正確かつ迅速に行い得るシステムを構築してまいります。

これにより、関係機関と二層緊密な連携を図り、テロや犯罪に関する各種の情報を生かして、一層厳格な出入国管理を実現することができるようになるものと期待しているところであります。

次に、上陸審査時の生体情報取得制度に関する議論の方向性についてお尋ねがございました。

外国人渡航者から上陸審査時に指紋などの生体情報を取得することは、正確かつ迅速な本人確認を通じて、テロリストや不法滞在者の水際防止の対策として極めて有効と考えます。

他方、それを最も効果的なものとするためには、制度や運用、そして技術などの面から、多角的な研究や検討が必要でありますので、これにつき、法務省としてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

なお、とりあえずの方策として、日本人の渡航者から生体情報の登録を自発的にしていただくことにより速やかな空港手続を行う、自動化ゲート構想の実用化などについても今後検討したいと考えており、生体情報認証技術を厳格な水際管理及び問題のない渡航者の円滑かつ迅速な処理の双方に活用することが肝要であると認識しております。

次に、旅券のＩＣ化に伴い、外国人旅行者にかなる便益が提供されるのかというお尋ねがござ

いました。

今後、世界各国においてＩＣ旅券が発行されるようになれば、旅券偽変造の有無のチェックや本人確認に当たってコンピューター技術を活用することが可能となりますので、結果として、より正確、かつ、より迅速な入国審査が実現でき、旅行者御本人にとつても便利なものになると期待しております。

以上でございます。（拍手）

（国務大臣谷垣禎一君登壇）

○国務大臣（谷垣禎一君） 古本議員から、四つお問いかけいただきました。

第一は、官民の役割分担と予算編成についてのお尋ねであります。

我が国の財政状況は、平成十七年度末の公債残高が五百三十八兆円程度に達する見込みであるなど、非常に厳しい状況にありますので、簡素で効率的な政府をつくることは、歳出改革の観点から考えても極めて重要な課題だと考えております。

そこで、例えば、民間と競合する住宅金融公庫の直接融資の廃止など抜本的な見直しを行うとともに、昨年末に決定いたしました「今後の行政改革の方針」に従い、独立行政法人につき三十二法人を二十二法人に再編して、八千三百人余りの役員を非公務員化することとしております。

また、官と民とを対等な立場で競争させ、公共サービスの民営化や民間譲渡を加速化させるための手法として、市場化テストといった仕組みの導入等にも取り組んでおります。こうした取り組みを通じて、官から民への構造改革を予算面からも推進してまいります。

次に、旅券手数料と予算についてのお尋ねです

が、国に納付される旅券手数料については、受益者負担の観点から、旅券事務に要する直接の行政経費と、海外において邦人が事故や事件に遭遇した場合に必要な在外公館による保護、援護措置等に係る経費を勘案して算定しているところであります。

外務省予算の計上に当たっては、旅券手数料として国民に負担を求めていることも踏まえながら、邦人保護、援護等の諸活動や旅券事務その他の在外公館事務等が的確に行われるよう、必要不可欠な経費を適正に計上しているところでございます。

それから、脱税事件に関連して、まじめに働き納税した人が報われないという状況は問題ではないかというお尋ねでありました。

個別にわたる事柄については、答弁することは差し控えていただきますが、一般論として申し上げれば、申告納税制度を基礎とする現行税制のもとにおいては、税務行政に対する国民の理解と信頼を得ることが特に必要なことと考えております。

このため、国税当局としては、従来から、適正、公平な課税を実現するという観点から、課税上問題があると認められた場合には税務調査を行うなどして、適正な課税の実現に努めているものでございます。

次に、所得の捕捉についてのお尋ねがございました。

適正かつ公平な課税の実現は、納税者の信頼の確保のため極めて重要であり、国税当局においては、従来から最大限の努力を重ねてきています。

るであります。今後とも、課税上有効な資料情報の十分な蓄積のもとに質量とも充実した税務調査を実施しますとともに、相談、広報等、各種の施策を実施することにより、納税意識の高揚、記帳の充実等納税環境の整備を図り、課税の充実に努めていくこととしております。

納税者番号制度については、仮に納税者番号制度が導入された場合でも、自営業者等のすべての取引を把握することは困難であることにも留意しながら、対象となる取引の範囲や番号利用にかかるコスト、それからプライバシーの保護などの問題について国民の理解を得ながら議論を深めていくことが重要であると考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十五分散会

出席国務大臣

総務大臣	麻生 太郎君
法務大臣	南野知恵子君
外務大臣	町村 信孝君
財務大臣	谷垣 禎一君
文部科学大臣	中山 成彬君
厚生労働大臣	尾辻 秀久君
経済産業大臣	中川 昭一君

出席副大臣

国務大臣	伊藤 達也君
国務大臣	細田 博之君
国務大臣	村田 吉隆君
外務副大臣	逢沢 一郎君

○議長報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

長沢 弘明君

補欠

山名 靖英君

塩川 鉄也君

吉井 英勝君

山名 靖英君

長沢 弘明君

吉井 英勝君

塩川 鉄也君

財務金融委員

辞任

岡本 芳郎君

補欠

西銘恒三郎君

永岡 洋治君

大前 繁雄君

小林 憲司君

佐藤 公治君

大前 繁雄君

永岡 洋治君

西銘恒三郎君

岡本 芳郎君

佐藤 公治君

小林 憲司君

予算委員

辞任

河村 建夫君

補欠

竹本 直一君

小泉 龍司君

宮下 一郎君

森田 一君

佐藤 勉君

篠原 孝君

牧 義夫君

佐々木憲昭君

穀田 恵二君

議院運営委員

辞任

田中 和徳君

補欠

馳 浩君

田中 英夫君

加藤 勝信君

萩生田光一君

菅原 一秀君

前田 雄吉君

園田 康博君

阿部 知子君

横光 克彦君

加藤 勝信君

田中 英夫君

菅原 一秀君

萩生田光一君

馳 浩君

田中 和徳君

園田 康博君

前田 雄吉君

横光 克彦君

阿部 知子君

一、去る三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

松崎 公昭君

補欠

小泉 俊明君

河合 正智君

赤松 正雄君

塩川 鉄也君

吉井 英勝君

小泉 俊明君

松崎 公昭君

赤松 正雄君

河合 正智君

吉井 英勝君

塩川 鉄也君

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

大前 繁雄君

菅原 一秀君

左藤 章君

佐藤 勉君

加藤 公一君

手塚 仁雄君

佐藤 勉君

左藤 章君

菅原 一秀君

大前 繁雄君

手塚 仁雄君

加藤 公一君

文部科学委員

辞任

補欠

青木 愛君

松本 謙公君

高井 美穂君

古本伸一郎君

古本伸一郎君

高井 美穂君

松本 謙公君

青木 愛君

厚生労働委員

辞任

補欠

小西 理君

梶山 弘志君

泉 健太君

村井 宗明君

小林千代美君

田島 一成君

梶山 弘志君

小西 理君

田島 一成君

小林千代美君

村井 宗明君

泉 健太君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

青少年問題に関する特別委員

辞任

補欠

小宮山泰子君

菊田まきこ君

西村智奈美君

神風 英男君

菊田まきこ君

小宮山泰子君

神風 英男君

西村智奈美君

(議案提出)

一、去る四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

労働安全衛生法等の一部を改正する法律案

一、昨日、議員から提出した議案は次のとおりである。

道路交通法の一部を改正する法律案(山花郁夫君外四名提出)

(議案受領)

一、去る二日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案

一、去る四日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案

社会保険に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案

社会保険に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案

森林組合法の一部を改正する法律案

種苗法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一二号)

以上二件 法務委員会 付託

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三号)

児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律案(内閣提出第一四号)

以上二件 厚生労働委員会 付託

一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

介護保険法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

厚生労働委員会 付託

一、去る二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

平成十七年度一般会計予算

平成十七年度特別会計予算

平成十七年度政府関係機関予算

地方交付税法等の一部を改正する法律案

平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案

所得税法等の一部を改正する法律案

一、去る三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

沖縄県における待機児童解消の諸施策と認可外保育施設への対策に関する質問主意書(赤嶺政賢君提出)

証券取引所における時間外取引の実態に関する質問主意書(松野信夫君提出)

海上自衛隊沖縄基地隊所属三等海曹の処分に關する質問主意書(照屋寛徳君提出)

(答弁書受領)

一、去る四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鉢呂吉雄君提出北海道警察における国費及び北海道費の不正経理に関する質問に対する答弁書

平成十七年二月二十四日提出

質問 第二二二号

北海道警察における国費及び北海道費の不正経理に関する質問主意書

提出者 鉢呂 吉雄

北海道警察における国費及び北海道費の不正経理に関する質問主意書

平成十五年十一月以降、北海道警察は、旭川中央署の捜査用報償費(北海道費)支出に関する裏金づくりがあったとの疑惑が持たれ、平成十六年に入り北海道警察は北海道警察予算執行調査委員会(以下単に「調査委員会」という)を設置し、同年十一月二十二日に最終報告(捜査用報償費等特別調査結果報告・以下単に「報告」という)を行った。

この報告によれば、平成十年度から同十二年度までに組織的・慣行的に不正経理を行ってきたり、平成十三年以降についても支出事実と異なる支出関係書類を作成していたことが明らかとなった。

一方、北海道監査委員は北海道知事の実態による特別監査結果の報告を平成十六年十二月三日に

官 報 (号 外)

行い、その中で、相当以前から慣行的、組織的に不正な予算執行が行われており、平成十三年度以降も同様の方法での不正執行が続けられていたことを認定した。また旅費、食糧費、交際費でも執行事実のないものが数多く存在することを認めており、不正行為を取り締まる立場にある北海道警察において、長年にわたり、全ての部署で不正な予算執行が認められたことは、いかなる理由をもつてしても信じがたい行為であり、各幹部は是正、改善のための責務を果たしてこなかったことに對して、その責任を重く受け止めるべき、と厳しく指摘した。

以上のことから、慣行的、組織的に行われた不正経理の事実、北海道警察にとどまらず、全国的な問題であるとの観点にたち、次の事項について政府に対して質問する。

なお、問題の重大性、緊急性に鑑み、国会法七十五條二項に規定する通り、質問主意書受領の日から七日以内に答弁されたい。また同様の文言が並ぶ場合でも、項目ごとに平易な文書で答弁されたい。

1 刑事告発について

(1) これまでの北海道警察による報告、北海道議会での答弁、関係者への処分内容を見る限りにおいて、自ら解決し自浄作用を働かすことは不可能と判断し、北海道警察幹部ら七名に対して、刑事告発(平成十七年一月十四日付 東京地方検察庁)による法的手段を講じたが、政府の所感を伺う。

(2) 平成十七年一月十四日付で東京地方検察庁に提出した告発状は、同年一月二十七日、東京地方検察庁が受理、同年同月日付

の「処分通知書」で札幌地方検察庁に移送とされているが、その移送した理由を伺う。

(3) 報告により、他人の氏名を電話帳から無断で抽出し、架空の協力者として会計書類に記入していたことが明らかとなった。この時点で文書の偽造は成り立っており、犯罪性の疑いが強いにも関わらず、検察庁が自ら捜査に及ばなかった理由を伺う。

(4) 北海道警察自らが捜査し事件として立件し、検察が起訴することが、国民、北海道民の信頼を回復する最良の方法と考える。現時点において、その方策をとる意思があるか、否か、伺う。

2 第一六一回国会質問第三四号について

(1) 質問主意書(質問第三四号 平成十六年十一月四日・以下単に「質問」という)の1項(5)に對し、答弁書(内閣衆質一六一第三四号 平成十六年十一月十九日・以下単に「答弁」という)で、「北海道警察において調査中である」としている。その後の調査により、如何なる内容が判明したのか。なお調査継続中であるとするならば、答弁期日を明記されたい。

(2) 質問の1項(8)に對し、答弁で、「未判明の使途については調査中である」としている。その後の調査により、如何なる内容が判明したのか。なお調査継続中であるとするならば、答弁期日を明記されたい。

(3) 質問の1項(19)に對し、答弁で、「今後、関係機関と協議を行いつつ検討する」としているが、関係機関とはどこを指すのか。その後、如何なる内容の協議が行われ

たのか。なお協議継続中であるとするならば、協議内容の答弁期日を明記されたい。

(4) 質問の2項(2)に對し、答弁で、「各警察署の会計担当部署については、調査中である」としている。その後の調査により、如何なる内容が判明したのか。なお調査継続中であるとするならば、答弁期日を明記されたい。

(5) 質問の2項(4)に對し、答弁で、「自らが不適正な予算の執行に関与していた事実があったと説明している」としているが、関与とは如何なる内容のものか。

(6) 質問の4項(1)に對し、答弁で、「お尋ねの事項については、調査中である」としているが、その後の調査により、如何なる内容が判明したのか。なお調査継続中であるとするならば、答弁期日を明記されたい。

3 国費の調査について

(1) 北海道警察北見方面本部警備課で発覚した、国費に関わる領収書偽造・差し替え事件を受け、他の都府県全部署において、国費の執行内容の調査は行われたのか。行われていないとすれば、それは如何なる理由をもつてのことか。

(2) 平成十六年十二月二十七日、北海道警察北見方面本部警備課の元警備課長による国費の領収書偽造・差し替え問題に関して、民主党北海道は現地調査を実施し、菅井貞夫方面本部長と面談した。その中で菅井本部長は「自分に対する同事案への調査は、北海道警察本部・島根県警務部長からの電

話による聞き取り一回のみであったことを明らかにした。北海道警察全体で行われていた不正経理問題の中でも、取り分け悪質な同事案に對しての調査としては、極めて安易な形での調査と言わざるをえない。本来ならば、警務部長自らが現地に赴き、陣頭指揮を執り徹底調査を行うべきと考え

るが、如何か。また、これとは別に、同事案に對する調査委員会による調査は行われたのか。行われたとするならば、実施された回数と調査方法及び調査の結果内容を明らかにされたい。

4 国費及び北海道費の返還について

(1) 国費及び北海道費の返還にあたり、北海道警察が現職・退職警察官に對して示した階級別の抛比率は、何をもつての根拠か、伺う。

(2) 北海道警察は北海道警察返還金処理委員会「予算の不適正執行に伴う道及び国に与えた損害額の返還方針」(平成十六年十一月二十二日付)(以下単に「返還方針」という)で示した国費及び北海道費の返還額(法定利息分含む)を、国費は平成十七年二月十八日、北海道費は平成十六年十二月二十八日に返還したとされるが、返還金の原資は、どこからの調達なのか。また調達先への借入人は誰か。

(3) 国費の返還にあたり、警察庁による不正額の確認が終了したことにより返還に至ったとされているが、警察庁は、どのような方法で不正額を確認・確定したのか。また確認・確定にあたり、会計検査院は、どの

ように関わっていると政府は認識しているのか。

- (4) 国費及び北海道費の返還にあたり、北海道警察は現職・退職警察官に対して階級別に拠出比率を示し、任意で返還金を求めているが、返還方針で示した返還額(法定利息分含む)に対して、その金員に過不足が生じた場合は、如何なる方法をもって対処するのか、何う。

- (5) 今後、返還額に補正の必要が生じた場合、その金員の過不足は如何なる方法をもって対処するのか、何う。

- (6) 返還額拠出比率に関して、同階級において、国家公務員採用と地方公務員採用に差異を生じせしめた理由は如何なることか。そのことが予め何故、返還方針に記載されず、北海道議会に報告されなかったのか、何う。

- (7) 平成十六年十二月十五日付で出された「北海道警察退職者・返還金支援委員会 梅田俊男(委員長)」名による、退職者への返還金拠出要請文に「遺憾ながら警察活動費の特殊性について十分な理解を得ることができず、法定利息を含めて総額九億一六〇〇万円余について北海道及び国への返還を余儀なくされたのであります。」(傍線一提出者)とある。このことは組織的に長年の慣習の中で裏金づくりを行ってきたという、事の重大性を認識していないものと判断せざるをえないが、所感を何う。
- (8) 報告の北海道費(捜査用報償費)と国費(捜査費)の調査(負担区分)について、「道

費と国費の双方を執行する部署において、半数を超える部署が双方を区分せず一括管理し執行している実態にある」とある。既に一括管理(国費と北海道費は現金または預金において混在状態と判断する)されている金員を支出した場合、会計事務処理において、費目を特定し処理することは不可能と思われるが、そのことにより国費及び北海道費の返還額の算定・確定は、どのような根拠と判断をもって行われたのか。

- (9) 旅費について、国費と北海道旅費はどのような方法での管理となっていたのか。
- (10) 旅費について、一括管理(国費と北海道費は現金または預金において混在状態と判断する)とした場合、その支出した金員を、会計事務処理において、費目を特定し処理することは不可能と思われるが、そのことにより国費及び北海道費の返還額の算定・確定は、どのような根拠と判断をもって行われたのか。

- 5 監査について
- (1) 北海道監査委員が執行する確認的監査によつて、更に返還額の補正も想定されるが、返還額の確定されていない以前に、拠出対象者に対し返還基準を示し、併せて処分を決めた理由は何故か。

- (2) 北海道監査委員が執行する確認的監査において、監査委員が職務上、捜査協力者への直接面談を求めた場合、北海道警察は如何ように応ずるか。
- (3) 北海道監査委員が執行する確認的監査において、監査委員が職務上、捜査員への直

接聴取を求めた場合、北海道警察は例外なく要請に応ずるべきと考えるが、如何か。

- 6 補足調査について
- 二月十日付で北海道警察は北海道監査委員に対して、内部調査による補足報告書を提出した。昨年の内部調査の過程で捜査員の記憶違いにより、不適正な執行案件が判明せず、今回の補足調査により新たに約三四〇万円の不適正執行が判明したとしている。このことは当該者の記憶・心証に頼る調査を主とした方法に依つた事によつて起きたものであり、今後、所謂「記憶違い」による不適正執行が発生する可能性は大きいと考える。改めて北海道警察の報告への信憑性が問われるものであるが、政府の所感を尋ねる。

- 7 公安委員会について
- (1) 北海道公安委員会の指示による調査委員会の報告結果と、北海道知事の要求による特別監査結果を比較すれば、その内容には、公金に対する認識、不正金額の認定など、多岐にわたり差異が生じている。公安委員会は、このことを如何に受け止めるのか。また第三者機関に調査を委ね、再調査を行うことが必要と考えるが、如何か。
- (2) 平成十六年十一月二十日開催の北海道公安委員会臨時会議において、委員長は「当委員会の指示を忠実に実行した結果であり、議会報告を了承する。」との発言は、私的流用はない、ということを確認した発言として理解してよろしいか。
- 8 愛媛県警について
- (1) 愛媛県警で現職警察官・仙波敏郎氏によ

る実名告発がなされたが、政府の所感を尋ねる。

- (2) かつて実名証言をした原田宏二氏(元北海道警釧路方面本部長)の証言内容と合致する点が多いが、原田宏二氏の証言内容をどのように受け止めるか、所感を何う。
- (3) 愛媛県警の現職警察官・仙波敏郎氏の人事異動発令は、如何なる理由によるものなのか。
- (4) 仙波敏郎氏は、不当な人事異動の発令により、精神的な苦痛を受けたとして国家賠償法に基づき、損害賠償を求める訴えを松山地方裁判所に起こしたが、政府の所感を尋ねる。

- 9 処分について
- 平成十六年十二月十七日に国家公安委員会は、関係者への処分を決めたが、社会的影響・反響並びに道義的な責任を鑑みた場合、組織の長としての責任の取り方は極めて不十分と言わざるをえない。今回の処分内容は、如何なる根拠をもつてのものなのか。
- 10 私的流用について
- 報告において、私的使用の聴取の結果、組織の立場を離れた個人的な利得の事実把握されなかった、としている。しかし原田宏二氏(元釧路方面本部長)や齋藤邦雄氏(元弟子屈署次長)による実名証言で、裏金は「署長や幹部の交際費、異動の際の餞別、部内などの懇親会費、冠婚葬祭費、タクシーチケットの支払い」に使われていたとしている。また現職警察官、退職警察官から多くの投書が寄せられているが、その内容は「裏金の恩恵に浴していたのは

上級幹部。警察本部長等キャリア幹部の異動時の餞別分担金、所属長等の餞別。裏金は幹部で山分けをしていた。署長は異動の際に、裏金の残りを持ち去って行った。」などが記載されている。これらの状況から、私的使用(流用)の疑いは極めて強く、また報告の信憑性も問われるものである。匿名と言えども内部告発の事態を重く受け止め、今一度、私的使用(流用)の把握に關して徹底した再調査を行い、国民及び北海道民、そして現場からの「声なき声」に答えるべきと考えるが如何か。

右質問する。

内閣衆質一六二第二二号
平成十七年三月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鉢呂吉雄君提出北海道警察における国費及び北海道費の不正経理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鉢呂吉雄君提出北海道警察における国費及び北海道費の不正経理に関する質問に対する答弁書

1の(1)について

警察においては、適切に調査を行い、その結果を公表するとともに、厳正な処分等を行っている。

また、検査においては、御指摘の告発を受け、所要の捜査を行い、適正に処理するものと考えている。

1の(2)について

個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄であるので、答弁を差し控えたい。

1の(3)について

捜査を行ったか否かを含め、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄であるので、答弁を差し控えたい。

1の(4)について

北海道警察によると、刑事事件として取り上げるべきものがあれば、法と証拠に基づいて適切に対処することとしているとのことである。

また、検査においては、北海道警察から事件の送致があった場合には、適正に処理するものと考えている。

2の(1)について

北海道警察によると、不適正な予算の執行は慣行として行われていたため、明確な指示がされていたか否かが明らかにならなかったとのことである。

2の(2)について

北海道警察によると、未判明の使途について調査を進めた結果、捜査活動に要する経費、部外関係者との交際等に要する経費等に使用していたことが判明したとのことである。

2の(3)について

警察庁は、北海道警察による調査結果を基に、国費の返還額の算定根拠とその妥当性について検討し、北海道警察と協議を行った結果、北海道警察が定めた返還の方針を了承することとしたものである。

2の(4)について

北海道警察によると、各警察署の会計担当部署の中には、予算を不適正に執行することについて、所属長等の幹部職員から相談を受けるなどしていたところがあったことが判明したとのことである。

2の(5)について

北海道警察によると、執行実態に反する内容を記した支出関係書類を作成するよう他の職員に依頼したことなどを指すとのことである。

2の(6)について

北海道警察によると、お尋ねの事項については、所属長等の幹部職員と部外関係者との交際に要する経費が必要であったからであるとのことである。

3の(1)について

警察庁は、すべての都道府県警察を対象に、国費の捜査費等の執行状況についての監査を行っているところであるが、多大な労力を要すること、関係者の業務に支障を及ぼすおそれがあることなどから、現時点において、全所属について実施するに至っていない。

3の(2)について

北海道警察によると、警務部長は、北海道警察予算執行調査委員会の下に置かれた事案調査部会の責任者となり、その責任において、警察本部の職員を北見方面本部に派遣するなどして、延べ二百回以上の聞き取り調査、支出関係書類の確認等を行った結果、事案の内容及び国費の捜査費等の執行状況が判明したとのことである。

4の(1)について

北海道警察によると、より上級の職にある者がより多くの額を拠出することとなるよう、北海道庁に係る過去の拠出例を参考にして比率を定めたとのことである。

4の(2)について

北海道警察によると、関係者の拠出によるものであるとのことである。

4の(3)について

警察庁は、北海道警察による調査結果を基に、国費の返還額の算定根拠とその妥当性について検討し、北海道警察と協議を行った結果、北海道警察が定めた返還の方針を了承したが、返還すべき額の確認又は確定はしていない。また、会計検査院は、国費の返還を含めて、国費の会計経理について会計検査を適切に行うと承知している。

4の(4)について

北海道警察によると、お尋ねのような事態への対応策については、検討中であるとのことである。

4の(5)について

北海道警察によると、お尋ねのような事態が生じた場合には、その対応策について検討することとしているとのことである。

4の(6)について

北海道警察によると、お尋ねのような差異を設けた理由は、北海道警察における在任期間を勘案したからであり、また、そのような差異を設けた旨を御指摘の文書に記載しなかった理由は、当該文書が関係者に拠出を求める際の基本的な方針を明らかにするために作成されたもの

であるからであるとのことである。また、北海道議会においては、北海道警察本部総務部長及び警務部警務課長により、警察庁からの出向者に対しては、その在任期間を勘案して提出を求めることになる旨の答弁がなされているとのことである。

4の(7)について
お尋ねの文書は、私人により作成されたものであるので、答弁を差し控えたい。

4の(8)について
北海道警察によると、国費の返還額については、執行総額から、適正に執行された額及び不適正に執行された額のうち何らかの国費の予算費目の執行基準に照らせば執行することが可能であった額を差し引いたものとしたとのことである。道費の返還額についても、同様であるとのことである。

4の(9)について
北海道警察によると、国費の旅費については、不適正な執行はなかったとのことである。道費の旅費については、その一部に不適正な執行が認められ、現金化された上で幹部職員により管理されていたとのことである。

4の(10)について
北海道警察によると、国費の旅費と道費の旅費を区分せずに管理していたことはないとのことである。

5の(1)について
北海道公安委員会の監察の指示に基づく調査の結果を取りまとめた段階で、速やかに、国及び北海道の被った損害を回復するとともに、処分等を行うことが適当であると判断したからである。

ある。

5の(2)について
北海道警察によると、捜査協力者との協力関係、今後の捜査の円滑な遂行等に及ぼす支障が大きいことから応じられないが、捜査員に対する聞き取りに応じるなど他の方法をもって対応することとのことである。

5の(3)について
北海道警察によると、業務に特段の支障がない限り、応じることである。

6について
北海道警察においては、関係者からの聞き取りに加え、支出関係書類の確認を行うなど適切な調査を行っていることと承知しており、その信憑性については問題がないと考えている。

7の(1)について
北海道公安委員会によると、北海道警察が監査委員に対し調査結果の説明を尽くすべきであると認識しているとのことである。また、北海道警察の調査結果については、監査委員による確認のための監査及び北海道公安委員会による点検が行われていることから、別に第三者機関による調査を行う必要はないと判断しているとのことである。

7の(2)について
北海道公安委員会によると、お尋ねの発言は、北海道警察が調査の結果を北海道議会に報告することについて了承する趣旨のものであって、不適正に執行された予算の使途については引き続き点検を行っているとのことである。

8の(1)について
お尋ねの職員の発言内容の事実関係を確認す

る必要があると考えている。

8の(2)について
お尋ねの職員及び原田氏の発言内容の事実関係を確認する必要があると考えている。

8の(3)について
愛媛県警察によると、本人や周囲の状況にかんがみると、職務の執行に困難が伴うことが懸念されたこと、万が一の事故等を回避するための措置を講ずる必要が認められたことなどから、生活安全部地域課長の判断により、所属内における配置換えを行ったとのことである。

8の(4)について
愛媛県警察によると、お尋ねの配置換えは、8の(3)についてでお答えした理由により行つたものであり、不当なものではないとのことであるが、今後、御指摘の訴訟を通じて主張の当否が明らかになると考えている。

9について
国家公安委員会は、調査の結果明らかとなつた事実に基づいて、人事院の「懲戒処分の指針」について(平成十二年三月三十一日職職一六十八人事院事務総長通知)等を参考として、厳正に処分等を行った。

10について
北海道警察によると、所属長等の幹部職員の個人的な飲食、遊興等を目的とした予算の使用の有無について適切に調査を行ったところ、そのような事実は把握されなかったため、現時点において、再調査をする必要はないと考えているとのことである。

右
地方税法等の一部を改正する法律案
国会に提出する。

平成十七年二月八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条の二第二項中「第四十八条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第二十条の四の二第六項中「政令で定める地方税についてはを」を「地方団体が当該地方団体の条例でこれと異なる定めをしたときは」に改める。

第二十三条第一項第四号中「第四十二条の四」の下に「及び第四十二条の十二」を加え、同項第四号の三イ中「本節」を「この節」に、「及び」を「並びに」に、「の規定により控除」を「及び第六十八条の十五の二の規定により控除」に改め、同号ロ中「及び」を「並びに」に、「の規定により控除」を「及び第六十八条の十五の二の規定により控除」に改める。

第二十四条の五第一項第二号中「年齢六十五歳以上の者」を削る。

第四十五条の二第二項中「又は第三項」を「又は第四項」に、「本節」を「この節」に、「本条」を「この条」に改め、同条第二項中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第三項中「又は第三項」を「又は第四項」に改める。

官 報 (号 外)

第四十八条第一項中「市町村の地域」を「報告に係る滞納者」に、「三月をこえない」を「一年を超えない」に改め、同条第七項中「第一項の徴収及び滞納処分並びに第二項を「第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「当該滞納に係る」を「同項又は第二項の規定により道府県の徴税吏員が徴収し、又は滞納処分をする」に、「除く外」を「除くほか」に、「同項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「当該滞納に係る」を「前二項の規定により道府県の徴税吏員が徴収し、又は滞納処分をする」に、「同項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 2 市町村長は、前項の滞納者が、同項の報告があつた日の属する年の六月一日以後同項の一定の期間の末日までの間の納期限に係る個人の道府県民税を滞納したときは、その旨を遅滞なく道府県知事に報告するものとする。 この場合において、道府県知事が市町村長の同意を得たときは、道府県の徴税吏員は、当該滞納に係る道府県民税に係る地方団体の徴収金及びこれとあわせて納付し、又は納入すべき市町村民税に係る地方団体の徴収金につ		いて、同項の一定の期間に限り、同項の規定の例により、同項の地方団体の徴収金とあわせて徴収し、又は滞納処分をすることができ る。 第五十条第一項中「第四十八条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「隠蔽し」を「隠ぺいし」に改め、同条第二項及び第四項各号中「第四十八条第一項」の下に「又は第二項」を加える。 第七十二条の四第一項第二号の二中「国立大学法人等」の下に「及び日本司法支援センター」を加える。 第七十二条の五第一項第五号中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改め、同項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。 第七十二条の五第二項中「昭和六十年法律第八十八号」第二十六条第一項を「昭和六十年法律第八十八号。以下この項において「労働者派遣法」という。）第二十六条第一項又は船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六十六条第一項」に改め、「労働者派遣契約」の下に「又は船員派遣契約」を加え、「労働者派遣（同法を、労働者派遣（労働者派遣法）」に、「本項」を「この項」に改め、「同じ。」の下に「若しくは船員派遣（船員職業安定法第六十一条に規定する船員派遣をいう。以下この項において同じ。）」を、「又は労働者派遣」の下に「若しくは船員派遣」を加え、同項第一号中「労働者派遣の役
務の提供を」を「労働者派遣又は船員派遣の役務の提供を」に改め、「当該労働者派遣」の下に「又は当該船員派遣」を加え、同項第二号中「労働者派遣を」を「労働者派遣又は船員派遣を」に、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣法」に改め、「をいう。」の下に「又は当該船員派遣に係る派遣船員（船員職業安定法第六条第十二項に規定する派遣船員をいう。）」を加え、「同項」を「前項」に、「の対価として当該労働者派遣を」又は当該船員派遣の対価として当該労働者派遣又は当該船員派遣」に改める。 第七十二条の二十三第一項中「本項」を「この項」に改め、「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）及び「育成医療の給付」を削り、「若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」を、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に、「若しくは老人保健法」を、「老人保健法」に、「若しくは介護保険法」を、「介護保険法」に、「部分につき」を「部分若しくは障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）の規定によつて支給することとされる自立支援医療費の支給認定に係る障害者若しくは障害児に対する自立支援医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分につき」に改める。 第七十二条の二十四の十第一項中「本節」を「この節」に、「付加価値額、資本等の金額、所		得若しくは収入金額について第七十二条の二十五の規定によつて納付すべき事業税額又は第七十二条の二十八の規定によつて納付すべき事業税額を「付加価値割額、資本割額、所得割額又は収入割額（第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定によつて申告書を提出すべき事業年度の付加価値割額、資本割額、所得割額又は収入割額に限る。）」に改める。 第七十二条の四十八第三項を次のように改める。 3 第一項の規定による関係道府県ごとの分割は、申告書又は修正申告書に記載された関係道府県に所在する事務所又は事業所について、課税標準額の総額を、製造業にあつては当該事務所又は事業所の従業者の数に、電気供給業にあつてはその四分の三に相当する額を当該事務所又は事業所の固定資産で発電所の用に供するものの価額に、その四分の一に相当する額を当該事務所又は事業所の固定資産の価額に、ガス供給業及び倉庫業にあつては当該事務所又は事業所の固定資産の価額に、鉄道事業及び軌道事業にあつては当該事務所又は事業所の所在する道府県における軌道の延長キロメートル数に、その他の事業にあつてはその二分の一に相当する額を当該事務所又は事業所の数に、その二分の一に相当する額を当該事務所又は事業所の従業者の数にあん分して行うものとする。

第七十二条の四十八第四項第三号を次のように改める。

三 従業者の数 事業年度終了の日又は計算期間の末日現在における数値。ただし、資本の金額又は出資金額が一億円以上の製造業を行う法人の工場である事務所又は事業所については、当該数値に当該数値(当該数値が奇数である場合には、当該数値に一を加えた数値)の二分の一に相当する数値を加えた数値

第七十二条の四十九の八第一項中、「身体障害者福祉法」及び「育成医療の給付」を削り、「若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」を、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に、「若しくは老人保健法」を、「老人保健法」に、「若しくは介護保険法」を、「介護保険法」に、「部分につき」を「部分若しくは障害者自立支援法の規定によつて支給することとされる自立支援医療費の支給認定に係る障害者若しくは障害児に対する自立支援医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分につき」に改める。

第七十三条の四第一項第一号中、「本州四国連絡橋公団」を削り、「日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構」を「独立行政法人日本原子力研究開発機構」に改め、同項第四号の四中「身体障害者福祉法」の下に「昭和二十四年法律第二百八十三号」を加え、同項第十一号中「若し

くは第十五号イ又は第二項第一号若しくは第二号」を「又は第十五号イ」に改め、「若しくは第二項第一号若しくは第二号」を削り、同項第二十一号中「新事業創出促進法(平成十年法律第五百一十二号)第三十二条第一項第一号から第三号まで」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)第三十一条第一項第一号」に改め、同項第三十一号を削り、第三十二号を第三十一号とし、第三十三号から第三十六号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の二号を加える。

三十六 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構が独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法(平成十七年法律第号)第十六条に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

三十七 日本司法支援センターが総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第三十条第一項に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第七十三条の四中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 道府県は、外国の政府が不動産を次に掲げる施設の用に供する不動産として使用するために取得した場合においては、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。ただし、第三号に掲げる施設の用に供する不動産については、外国が不動産

取得税に相当する税を当該外国において日本国の同号に掲げる施設の用に供する不動産の取得に対して課する場合においては、この限りでない。

一 大使館、公使館又は領事館
二 専ら大使館、公使館若しくは領事館の長又は大使館若しくは公使館の職員の居住の用に供する施設
三 専ら領事館の職員の居住の用に供する施設

第七十三条の七に次の一号を加える。

二十 保険業法第二百六十条第六項に規定する承継保険会社が、保険契約者保護機構の同法第二百七十条の三の二第六項の規定による同項第二号の決定を受けて行う同法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社からの保険契約の移転による不動産の取得

第七十三条の十四第三項中「人の居住の用に供されたことがある住宅」を「新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅」に改め、同条第六項中「農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第二百二二号)第三条の規定による政府の助成若しくは同法第三条の規定による政府の補助による政府の利子補給に係る農業近代化資金、漁業近代化資金助成法(昭和四十四年法律第五十二号)第三条の規定による政府の助成若しくは同法第四条の規定による政府の利子補給に係る漁業近代化資金」を「農業近代化資金

融通法(昭和三十六年法律第二百二二号)第二条第三項に規定する農業近代化資金で政令で定めるもの、漁業近代化資金融通法(昭和四十四年法律第五十二号)第二条第三項に規定する漁業近代化資金で政令で定めるもの」に改め、「食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五十九号)第六条第一項第一号」を削る。

第六百五十条第四項を次のように改める。

4 第一項の賦課期日後に、その主たる定置場が一の道府県から他の道府県に変更された場合又は自動車の所有者の変更があつた場合においては、当該年度の末日に当該変更があつたものとみなして、同項及び第二項の規定を適用する。ただし、自動車の所有者の変更があつた場合でこれらの所有者のいずれかがこの項以外の法令の規定に基づき当該自動車に対して自動車税を課されないときは、この限りでない。

第六百五十一条第三項中、「第十二条(自動車の使用の本拠の位置が一の道府県から他の道府県に変更された場合に限る。以下同じ。)」を削り、同条第四項中、「第十二条」を削る。

第六百五十一条の二中、「第十二条」を削る。
第二百九十二条第一項第四号中「第四十二条の四」の下に「及び第四十二条の十二」を加え、同項第四号の三イ中「本節」を「この節」に、「及び」を「並びに」に、「の規定により控除」を「及び第六十八条の十五の二の規定により控除」に改

め、同号口中「及び」を「並びに」に、「の規定により控除」を「及び第六十八条の十五の二の規定により控除に改める。

第二百九十五条第一項第二号中、「年齢六十歳以上の者」を削る。

第三百十七条の二第一項中「又は第三項」を「又は第四項」に、「本節」を「この節」に、「本条」を「この条」に、「第三百十七条の六第三項」を「第三百十七条の六第四項」に改め、同条第二項中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第三項中「第三項」を「第四項」に改める。

第三百十七条の六中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項に定めるもののほか、給与の支払をする者で給与の支払をする際所得税法第八十三条の規定によつて所得税を徴収する義務のあるものは、当該給与の支払を受けている者のうち給与の支払を受けなくなつたものがある場合においては、その給与の支払を受けなくなつた日の属する年の翌年の一月三十一日までに、総務省令の定めるところによつて、当該給与の支払を受けなくなつた者についてその者に係る給与の支払を受けなくなつた日の属する年の給与所得の金額その他必要な事項を当該給与の支払を受けなくなつた者のその給与の支払を受けなくなつた日現在における住所所在の市町村別に作成された給与支払報告書に記載し、これを当該市町村の長

に提出しなければならない。ただし、その給与の支払を受けなくなつた日の属する年に当該給与の支払をする者から支払を受けた給与の金額の総額が三十万円以下である者については、この限りでない。

第三百四十八条第二項第二号の二から第二号の四までを次のように改める。

二の二から二の四まで 削除

第三百四十八条第二項第三十五号中「第三百四十九条の三第二十二項」を「第三百四十九条の三第二十項」に改め、同項に次の三号を加える。

四十一 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構が独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法第十六条第一号から第三号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

四十二 日本司法支援センターが綜合法律支援法第三十条第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

四十三 独立行政法人医薬基盤研究所が独立行政法人医薬基盤研究所法（平成十六年法律第三十五号）第十五条第一号イに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

第三百四十八条第四項中「第三百四十九条の三第三十二項」を「第三百四十九条の三第三十項」に、「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合

会」に改め、同条中第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9 市町村は、外国の政府が所有する次に掲げる施設の用に供する固定資産に対しては、固定資産税を課することができない。ただし、第三号に掲げる施設の用に供する固定資産については、外国が固定資産税に相当する税を当該外国において日本国の同号に掲げる施設の用に供する固定資産に対して課する場合においては、この限りでない。

一 大使館、公使館又は領事館

二 専ら大使館、公使館若しくは領事館の長又は大使館若しくは公使館の職員の居住の用に供する施設

三 専ら領事館の職員の居住の用に供する施設

第三百四十九条の三第二項中「本州四国連絡橋公団」を「中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四条第二項に規定する指定会社」に、「本項」を「この項」に改め、同条第十項中「日本原子力研究所」を「独立行政法人日本原子力研究開発機構」に、「原子力の開発及び利用に関する研究設備」を「独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第五十五号）第十七条第一項第一号から第三号までに規定する業務の用に供する設備」に、「並びに放射性廃棄物処理設備並びにこれらの」を「及び当該」に改め、同条第十一項を次のように改める。

11 文化財保護法第五十八条第一項に規定する登録有形文化財又は同法第九十条第三項に規定する登録有形民俗文化財である家屋、同法第三百三十三条に規定する登録記念物である家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地並びに同法第三百三十四条第一項に規定する重要文化的景観を形成している家屋で政令で定めるもの及び当該家屋の敷地の用に供されている土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

第三百四十九条の三第十二項を削り、同条第十三項中「本項」を「この項」に改め、同条第十二項とし、同条第十四項中「第三十五項」を「第三十三項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「本項」を「この項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項を第十五項とし、第十七項から第十九項までを一項ずつ繰り上げ、同条第二十項中「第三十三項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項を削り、同条第二十二項中「本項」を「この項」に、「第十五項又は第三十五項」を「第十四項又は第三十三項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項を第二十一項とし、第二十四項から第二十八項までを二項ずつ繰り上げ、同条第二十九項中「第二十五条の二十七第一項第一号」の下に、「第二項第

一号」を加え、同項を同条第二十七項とし、同条中第三十項を第二十八項とし、第三十一項から第三十四項までを二項ずつ繰り上げ、同条第三十五項中「若しくは本州四国連絡橋公団」を削り、「本項」を「この項」に改め、「とし、その後五年度分の固定資産税については当該償却資産の価額の四分の三の額」を削り、同項を同条第三十三項とし、同条中第三十六項を第三十四項とし、第三十七項を第三十五項とし、第三十八項を第三十六項とし、同条第三十九項中「六分の一」を「三分の一」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第四十項中「自動車安全運転センター法」の下に「昭和五十年法律第五十七号」を加え、「六分の一」を「三分の一」に改め、同項を同条第三十八項とする。

第三百四十九条の三の三第一項中「本項」を「この項」に改め、「当該震災等の発生した日の属する年」の下に「(以下この項において「被災年」という。)」を加え、「本条」を「この条」に改め、「翌年度又は翌々年度」の下に「(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十条第一項及び第五項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示、同法第六十一条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同法第六十三条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。))及び第二項の規定による警戒区域の設定(以下この項において「避難の指示等」という。))が行われた場合において、同法

第六十条第四項(同法第六十一条第三項において準用する場合を含む。))及び第五項の規定による公示の日又は当該警戒区域が警戒区域でなくなつた日(以下この項において「避難等解除日」という。))の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の一月一日以後三年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度、以下この条において同じ。を、「翌年度分又は翌々年度分」の下に「(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の一月一日以後三年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分。以下この条及び第三百五十二条の二において同じ。)」を加える。

第五百八十六条第二項第一号の二を次のように改める。

一の二 削除

第五百八十六条第二項第一号の五中「新事業創出促進法第二十四条第五項」を「中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)附則第四条の規定による廃止前の新事業創出促進法(平成十年法律第五百五十二号)第二十四条第五項」に改め、同項第一号の八から第一号の十までを次のように改める。

一の八から一の十まで 削除

第五百八十六条第二項第一号の十二から第一

号の十六までを次のように改める。

一の十二から一の十六まで 削除

第五百八十六条第二項第一号の二十から第一号の二十四までを次のように改める。

一の二十から一の二十四まで 削除

第五百八十六条第二項第一号の二十六を次のように改める。

一の二十六 削除

第五百八十六条第二項第三号の二を削り、同項第五号の三中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に、「第百五十九条第四項に規定する厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者の福祉を増進するための」を「第百五十九条第五項の規定により設置又は運営する」に改め、同項第九号の二中「食品流通構造改善促進法」の下に「(平成三年法律第五十九号)」を加え、同項第十号及び第十一号を次のように改める。

十及び十一 削除

第五百八十六条第二項第十三号の二及び第十三号の三を削り、同項第十四号を次のように改める。

十四 削除

第五百八十六条第二項第二十七号の六を削り、同項第二十八号中「第五号の六及び前号」を「及び第五号の六」に改める。

第七百条の三第三項中「第七百条の十一の三第一項」を「第七百条の十一の二第一項」に改める。

第七百条の十一第四項及び第五項中「第七百条の十一の三第三項」を「次条第三項」に改める。

第七百条の十一の三第三項中「本節」を「この節」に改め、同条を第七百条の十一の二とする。

第七百条の十三第一項中「各号の一」を「各号のいずれかに」に改め、同項第一号中「第七百条の十一の三第一項」を「第七百条の十一の二第一項」に改め、同項第二号中「一」を「いずれかに」に改める。

第七百一条の三十一第一項第五号中「本節」を「この節」に、「六十歳を六十五歳」に、「本号」を「この号」に改め、同条第二項中「六十歳」を「六十五歳」に改める。

第七百一条の三十四第二項中「に係る事業所床面積及び従業員給与総額」を削り、同条第三項中「事業所床面積及び従業員給与総額」を「事業所等において行う事業」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一及び二 削除

第七百一条の三十四第三項第十八号中「中小企業経営革新支援法第十一条第二項」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十七条第二項」に、「第十条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同項第二十五号中「本号」を「この号」に改め、同条第六項中「第四条第一項の規定による免許を受けた」を「第九条第一項に規定す

官 報 (号 外)

る」に改め、「又は同法第二十二條の二第一項の規定による許可を受けた特定港湾一般港湾運送事業者等」を削る。

第七百二條第二項中「第二十五項から第三十項まで、第三十二項から第三十四項まで、第三十六項、第三十九項又は第四十項を」第二十三項から第二十八項まで、第三十項から第三十二項まで、第三十四項、第三十七項又は第三十八項に改める。

第七百二條の二第二項中「若しくは第七項を」第七項若しくは第九項に改める。

第七百三條の四第十七項中「五十三万円」を「納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額」に改め、同条第二十六項中「八万円」を「納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額」に改める。

附則第六條第一項及び第四項中「平成十八年度」を「平成二十一年度」に改める。

附則第八條第三項中「本条」を「この条」に、「本項」を「この項及び第六項」に改め、「次項」の下に「及び第六項」を加え、「掲げる金額及び租税特別措置法第六十八條の九の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額」を「並びに租税特別措置法第六十八條の九及び第六十八條の十五の二に、掲げる金額」を「及び租税特別措置法第六十八條の十五の二」に改め、同条第四項中「本項」を「この項」に改め、「を除く。」と「の下に」、「同項と

あるのは「法人税法第八十一條の十八第一項」とを加え、同条第六項中「(次項、第九項及び第十二項において「特定医療法人」という。)」を削り、同項を同条第八項とし、同条第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 租税特別措置法第四十二條の十二第二項に規定する中小企業者等の平成十七年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該事業年度の法人税額について同条の規定により控除された金額がある場合における第二十三條第一項第四号及び第二百九十二條第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「及び第四十二條の十二の規定」とあるのは、「の規定」とする。

6 中小連結親法人等の平成十七年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該連結事業年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額について租税特別措置法第六十八條の十五の二の規定により控除された金額のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額がある場合における第二十三條第一項第四号の三及び第二百九十二條第一項第四号の三の規定の適用については、これらの規定中「並びに租税特別措置法第六十八條の九及び第六十八條の十五の二」とあるのは、「及び租税特別措置法

第六十八條の九」とする。

附則第九條第三項中「証券取引法」の下に「昭和二十三年法律第二十五号」を加え、「政令で定める額」を「資本の額の基準を参酌して政令で定める額」に改め、同条第八項中「第三條第一項」を「第二條第一項」に改め、同条第十項中「振替供給又は同法第二十四條の四第一項に規定する接続供給」を「託送供給」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

附則第十條第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「破綻保險会社」を「同法第二百六十條第二項に規定する破綻保險会社」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第七項を第六項とし、第八項から第十二項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十三項中「若しくは第四号又は第十三條第一項」を「又は第四号」に改め、同項を同条第十二項とする。

附則第十一條第三項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項第一号中「本項から第五項まで」を「この項及び次項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項及び」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日まで」を「平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」に、「四分の一」を「六分の二」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第八項を第七項とし、第九項を削り、同条第十項中「本項」を「この項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「本項」を「この項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「本項」を「この項」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「本項」を「この項」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十七項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十八項中「本項」を「この項」に、「所有者その他の政令で定める者が、」を「敷地の用に供されていた土地が土地区画整理法第二條第四項に規定する施行地区又は都市再開発法第二條第三号に規定する施行地区のうち被災市街地

十一日まで」を「平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」に、「四分の一」を「六分の二」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第八項を第七項とし、第九項を削り、同条第十項中「本項」を「この項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「本項」を「この項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「本項」を「この項」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「本項」を「この項」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十七項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十八項中「本項」を「この項」に、「所有者その他の政令で定める者が、」を「敷地の用に供されていた土地が土地区画整理法第二條第四項に規定する施行地区又は都市再開発法第二條第三号に規定する施行地区のうち被災市街地

復興特別措置法第五条第一項に規定する被災市街地復興推進地域の区域内にあるもので総務省令で定めるもの(以下この項において「特定地区」という。)の区域内にある場合において、当該被災家屋の所有者その他の政令で定める者が、当該特定地区の区域内に、「平成十七年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十九項を同条第十七項とし、同条第二十項中「本項」を「この項」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十二項中「平成十七年三月三十一日まで」を「平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」に、「三分の一」を「四分の一」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項を同条第二十一項とし、同条第二十四項中「本項」を「この項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十五項を同条第二十三項とし、同条第二十六項中「本項」を「この項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

25 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第五項に規定する選定事業者が同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定に従つて実施する同法第二

条第四項に規定する選定事業で政令で定めるもの(法律の規定により同条第三項第一号又は第二号に掲げる者がその事務又は事業として実施するものであることを当該者が証明したものに限り。)により同条第一項に規定する公共施設等の用に供する家屋で政令で定めるもの(次項及び第二十七項の規定の適用を受けるものを除く。)を取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十一条第二十七項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項中「都市再生特別措置法」の下に「平成十四年法律第二十二号」を加え、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十項中「以下本項において同じ。」を削り、「(以下本項)を(以下この項)に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十一項を削り、同条第三十二項中「本項」を「この項」に改め、同項を同条第三十項とし、

同条第三十三項を同条第三十一項とし、同条第三十四項中「又は第二項第一号若しくは第二号」を削り、同項を同条第三十二項とし、同条第三十五項中「本項」を「この項」に、「附則第十二条第三項(同条第六項)を「附則第十二条第十二項(同条第十五項)に改め、同項を同条第三十三項とし、同条に次の六項を加える。

34 自動車安全運転センターが自動車安全運転センター法第二十九条第一項第一号又は第六号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十九年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の三分の二に相当する額を価格から控除するものとする。

35 放送法第二条第三号の三に規定する一般放送事業者が高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法(平成十一年法律第六十三号)第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第三項に規定する高度テレビジョン放送施設整備事業により同条第二項に規定する高度テレビジョン放送施設の用に供する家屋で政令で定めるものを取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十九年三月三十一日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の四分の一に

相当する額を価格から控除するものとする。

36 都市再生特別措置法第六十五条に規定する認定整備事業者が同法第六十六条第一項に規定する認定整備事業計画に基づき当該認定整備事業計画に係る整備事業区域の区域内において同法第六十七条に規定する認定整備事業で政令で定めるものの用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十九年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

37 都市再生特別措置法第六十六条第一項に規定する認定整備事業計画に係る整備事業区域の区域内にある不動産の所有者が、当該不動産を当該認定整備事業計画に基づき同法第六十五条に規定する認定整備事業者又は独立行政法人都市再生機構に譲渡し、同法第六十七条に規定する認定整備事業で政令で定めるものにより当該認定整備事業区域の区域内に建築された建築物の一部(その建築物の共用部分の共有持分を含む。)及びその建築物の存する土地の共有持分(以下この項において「建築物の一部等」という。)を取得した場合又はやむを得ない事情により当該認定整備事業区域の区域外にある不動産を取得した場合として政令で定める場合における当該建築物の一部等又は当

該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十九年三月三十一日までに行われたときに限り、当該建築物の一部等又は当該不動産の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

38 農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業法人が農業振興地域の整備に関する法律第八条第一項に規定する農業振興地域整備計画において農用地区域として定められている区域内にある土地で農業経営基盤強化促進法第二十七条の三第三項の規定による協議又は同法第二十七条の四第二項の規定による調停に係るものを取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十九年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

39 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第七条第一項に規定する認定構想推進事業者（民法第三十四条の法人に限る。）が、文化財保護法の規定によつて重要文化財、国宝、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物若しくは特別史跡名勝天然記念物として指定された家屋若しくは当該家屋の敷地の用に供されている土地、同法第五十

八条第一項に規定する登録有形文化財、同法第九十条第三項に規定する登録有形民俗文化財若しくは同法第百三十三条に規定する登録記念物である家屋若しくは当該家屋の敷地の用に供されている土地、同法第百四十四条第一項に規定する重要伝統的建造物群保存地区の区域内にある家屋で政令で定めるもの若しくは当該家屋の敷地の用に供されている土地又は旧重要美術品等の保存に関する法律第二条第一項の規定により認定された家屋若しくは当該家屋の敷地の用に供されている土地を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十九年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十一条の四第一項及び第三項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第五項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「本項」を「この項」に改める。

附則第十二条に次の一項を加える。

5 所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）附則第五十五条第三項に規定する受贈者に係る前各項の規定の適用については、第一項中「租税特別措置法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）附則第五十五条第

二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧租税特別措置法」という。）と、「第二十項」とあるのは「第二十項並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）附則第五十五条第三項から第十六項まで」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項の規定により読み替えて適用される前項」と、「租税特別措置法」とあるのは「旧租税特別措置法」と、第三項中「第一項の規定」とあるのは「第五項の規定により読み替えて適用される第一項の規定」と、「租税特別措置法」とあるのは「旧租税特別措置法」と、「又は第十八項」とあるのは「若しくは第十八項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）附則第五十五条第四項、第六項若しくは第十二項」と、「前項」とあるのは「第五項の規定により読み替えて適用される前項」と、「同条第二十四項」とあるのは「旧租税特別措置法第七十条の四第二十四項」と、「同条第五項」とあるのは「旧租税特別措置法第七十条の四第五項」と、前項中「前三項」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される前三項」と、「第一項」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される第一項」とする。

5 市町村は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が都市計画法第五条の規定に

より指定された都市計画区域のうち政令で定める市街地の区域又は政令で定める公共の用に供する飛行場の区域及びその周辺の区域で政令で定めるものにおいて都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第 号）第二条第六号に規定する都市鉄道利便増進事業により同法の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間に整備し、かつ、直接鉄道事業又は軌道経営の用に供するトンネルに対しては、第三百四十二条の規定にかかわらず、固定資産税を課することができない。

附則第十五条第三項中「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」に、「本項」を「この項」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、「又は同法第二十二條の二第三項に規定する特定港湾一般港湾運送事業者等」、「これらの者のうち」及び「免許又は」を削り、「これらの者に」を「当該許可を受けた者に」に改め、「（当該特定倉庫で総務省令で定めるものにあつては、当該特定倉庫に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の六分の五）」を削り、同条第四項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第五項中「平成十六年四月一日」を「大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十六号）の施行の日」に、「第十八項」を「第十七項」に、「又は第六号に掲げるもの（総務省令で定めるものを除く。）」を

「第六号に掲げるもの(総務省令で定めるものを除く。)(又は第九号に掲げるもの)」に改め、「又は第七号」を削り、「二分の一、」の下に「第七号又は」を加え、同項に次の一号を加える。

十 大気汚染防止法第二条第五項に規定する揮発性有機化合物排出施設から排出される同条第四項に規定する揮発性有機化合物の排出の抑制に資する施設(第四号に掲げる施設を除く。)(で総務省令で定めるもの)

附則第十五条第八項中「第九号まで」を「第十号まで」に、「第十八項」を「第十七項」に、「平成十四年四月一日」を「大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十六号)の施行の日」に改め、「第五項第九号」の下に「又は第十号」を加え、同条第九項中「第十八項」を「第十七項」に改め、同条第十一項中「以下本項において『特定駐車場』という。」を削り、「平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日まで」を「平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」に、「六分の五」を「八分の七」に改め、同条第十二項中「同法第三十四条第一項の規定による緑化地域内の建築物の敷地内の同条第二項に規定する緑化施設の整備に係るものを除く。」を削り、「緑化施設で政令で定めるもの」を「同法第三十四条第二項に規定する緑化施設(同法第三十五条の規定又は同法第三十九条第二項に規定する地区計画等緑化率条例の規定による規制の対象となる建築物(以下この項において『特定建築物』という。)(の緑化施設でこれら

の規定による緑化率の規制の最低限度以下の部分として政令で定めるものを除く。)(で政令で定めるもの(以下この項において『特定緑化施設』という。))に改め、「都市緑地保全法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十七号)の施行の日から平成十七年三月三十一日まで」を「平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」に、「当該緑化施設」を「当該特定緑化施設」に改め、「二分の一」の下に「(特定建築物の特定緑化施設にあつては、当該特定緑化施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一)」を加え、同条第十四項中「平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日まで」を「平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」に改め、「六分の五」の下に「当該機械その他の設備のうち総務省令で定めるものにあつては、当該機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の八分の七」を加え、同条第十六項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第二十三項中「を除く。」及び「を除く。」に改め、「東南海・南海地震防災対策推進地域」の下に「及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十七号)第三条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」を加え、「平成十六年四月一日」を「平成十七年四月一日」に改め、同条第二十四項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三

月三十一日」に改め、同条第二十五項中「第三十四九条の三第十二項」を「第五十項」に改め、同条第二十七項中「のうち政令で定めるもの」及び「(平成十一年法律第六十三号)」を削り、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第二十八項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十八年五月三十一日」に改め、同条第二十九項中「平成十三年四月一日から平成十七年三月三十一日まで」を「平成十七年四月一日から平成十八年五月三十一日まで」に、「本項」を「この項」に、「四分の三」を「五分の四」に、「五分の四」を「六分の五」に改め、同条第三十項中「平成十三年四月一日から平成十七年三月三十一日まで」を「平成十七年四月一日から平成十八年五月三十一日まで」に、「四分の三」を「五分の四」に改め、同条第三十一項中「第三十五項」を「第三十三項」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第三十四項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第三十八項及び第三十九項中「本項」を「この項」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第四十項中「本項」を「この項」に、「第十五項若しくは第二十一項」を「若しくは第十四項」に改め、同条第四十一項中「第十五項、第二十一項」を「第十四項」に、「第三十五項」を「第三十三項」

に改め、同条第四十二項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第四十六項中「第三百四十九条の三第十二項」を「第五十項」に改め、同条第四十九項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第五十項及び第五十一項を次のように改める。

50 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者が平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に新たに製造された車両で政令で定めるものを、取得して、又は取得した後に当該車両を他の者に譲渡して、当該者から当該車両を賃借して、これを事業の用に供する場合においては、当該車両に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該車両に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該車両の価格の二分の一の額とする。

51 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第五項に規定する選定事業者が同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定に従つて実施する同法第二条第四項に規定する選定事業で政令で定めるもの(法律の規定により同条第三項第一号又は第二号に掲げる者がその事務又は事業として実施するものであることを当該者が証明したものに限る。)(により平成十七年四月一日か

官 報 (号 外)

ら平成二十二年三月三十一日までの間に取得した同条第一項に規定する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるもの(第四十八項及び第四十九項の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第十五条第五十二項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第五十三項中「本項」を「この項」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条に次の三項を加える。

57 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十五条第一項第三号に規定する地下街等で政令で定めるものの所有者又は管理者が水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間に取得した当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための施設又は設備の用に供する家屋及び償却資産で総務省令で定めるもの(当該所有者又は管理者が同条第三項の規定により作成する計画に記載されたものに限る。)に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九

条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

58 港湾法第五十条の四第六項に規定する認定運営者が同法第二条の二第一項に基づき指定された指定特定重要港湾において同法第五十条の八第一項に規定する国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間に取得した港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

59 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者若しくは軌道法第四条に規定する軌道経営者又はこれらの者に都市鉄道等利便増進法第二条第六号に規定する都市鉄道利便増進事業により整備される施設の貸付けを行う法人

で政令で定めるものが当該都市鉄道利便増進事業により同法の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間に取得した同条第三号に規定する都市鉄道施設及び同条第四号に規定する駅附帯施設で政令で定めるものの用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

附則第十五条の二第一項中「本項」を「この項」に、「又は第三百四十九条の三第二項、第十二項、第十三項、第十五項若しくは第二十一項」を「第三百四十九条の三第二項、第十二項若しくは第十四項の規定又は前条第五十項」に改め、同条第二項中「本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)第二十九条第一項第三号を「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第十二条第二項第二号」に、「第十五項まで、第二十一項」を「第十四項まで」に、「第三十五項」を「第三十三項、前条第五十項」に改める。

附則第十五条の三第二項中「本項」を「この項」に、「平成十三年一月一日」を「平成十八年一月一日」に改める。

附則第十六条第五項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「本項」を「この項」に改める。

附則第十六条の二の見出し中「阪神・淡路大震災」の下に「及び三宅島噴火災害」を加え、同条第一項中「本項」を「この項」に改め、「被災住宅用地」という。の下に「特定地区(土地区画整理法第二条第四項に規定する施行地区又は都市再開発法第二条第三号に規定する施行地区のうち被災市街地復興特別措置法第五条第一項に規定する被災市街地復興推進地域の区域内にあるもので総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)の区域内にあるもの」を加え、「平成八年度から平成十七年度まで」を「平成十七年度から平成二十二年年度まで」に改め、同条第二項中「本項」を「この項」に、「平成八年度から平成十七年度まで」を「平成十七年度から平成二十二年年度まで」に改め、「賦課期日において、」の下に「特定地区の区域内に」を加え、同条第三項中「本項」を「この項」に改め、「被災共用土地」という。の下に「のうち特定地区の区域内にあるもの」を加え、「平成八年度から平成十七年度まで」を「平成十七年度から平成二十二年年度まで」に改め、同条第四項中「第三百五十二条の二第三項」を「第三百五十二条の二第五項」に、「本項」を「この項」に改め、「特定被災共用土地」という。の下に「のうち特定地区の区域内にあるもの」を加え、「平成八年度から平成十

11 東京都三宅村は、平成十二年から平成十七年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者（当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、東京都三宅村の区域内に平成十七年二月一日から平成二十一年三月三

12 平成十二年から平成十七年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者

分の一の額とする。

附則第十七条各号列記以外の部分中「本条」を「この条」に改め、同条第四号イの表(2)中「平成十六年度又は」を「平成十六年度である場合であつて、当該土地が平成十五年度分の固定資産税について地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第十七号)第一条の規定による改正前の地方税法(以下「平成十六年改正前の地方税法」という。)(第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度の度)」に、「当該年度の前年度分の固定資産税について」を「平成十六年度分の固定資産税について」を「平成十七年度分の固定資産税について」を「平成十八年度分の固定資産税について」を「平成十九年度分の固定資産税について」を「平成二十年

て」を「平成十六年度分の固定資産税について平成十七年改正前の地方税法」に改める。

附則第十七条の二第五項の表の上欄中「第三百四十九条の三第二十二項、第二十五項から第三十項まで、第三十六項及び第四十項」を「第三百四十九条の三第二十項、第二十三項から第二十八項まで、第三十四項及び第三十八項」に、「第三百四十九条の三第三十三項及び」を「第三百四十九条の三第三十一項及び第三十一項並びに」に改め、同条第六項の表の上欄中「第三百四十九条の三第二十二項、第二十五項から第三十項まで、第三十六項及び第四十項」を「第三百四十九条の三第二十項、第二十三項から第二十八項まで、第三十四項及び第三十八項」を「第三百四十九条の三第三十三項」を「第三百四十九条の三第三十一項及び第三十一項」に改める。

附則第十八条の三第二項第二号口中「同年度分の固定資産税について」の下に「平成十六年改正前の地方税法」を加え、同項第三号口中「同年度分の固定資産税について」の下に「平成十七年改正前の地方税法」を加え、同条第四項第二号口中「同年度分の固定資産税について」の下に「平成十六年改正前の地方税法」を加え、同項第三号口中「同年度分の固定資産税について」の下に「平成十七年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十五条第二項及び第二十五条の二中「第二十二項」を「第二十項」に改める。

附則第二十五条の三を次のように改める。

第二十五条の三 附則第二十五条第二項において読み替えられた附則第十八条第二項第一号から第三号までに掲げる宅地等で平成十五年度から平成十七年度までの各年度に係る賦課期日において次の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（第三項の規定の適用を受ける宅地等を除く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「用途変更宅地等」という。）に係る当該各年度分の都市計画税については、附則第十七条第四号に規定する前年度課税標準額は、同号口の規定にかかわらず、当該用途変更宅地等に係る当該各年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に、当該用途変更宅地等が当該各年度に係る賦課期日において当該土地の同表の上欄に掲げる宅地等に当該各年度の前年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において都市計画税を課されたもの（以下この項及び次項において「特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る特定用途前年度課税標準額の総額を当該特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額とする。

小規模住宅用地	小規模住宅用地以外の宅地等又は小規模住宅用地である部分及び小規模住宅用地以外である部分を併せ有する宅地等
一般住宅用地	一般住宅用地以外の宅地等又は一般住宅用地である部分及び一般住宅用地以外である部分を併せ有する宅地等
非住宅用地等	非住宅用地等以外の宅地等又は非住宅用地等である部分及び非住宅用地等以外である部分を併せ有する宅地等

2 前項の「特定用途前年度課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 平成十五年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

イ ロに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る平成十四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第七百二条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

ロ 平成十四年度分の都市計画税について平成十五年改正前の地方税法附則第二十五条第一項の規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る同年度分の都市計画税について第七百二条の三の規定の適用を受ける率で除して得た額

二 平成十六年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

イ ロに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る平成十五年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第七

百二条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額)

ロ 平成十五年度分の都市計画税について

平成十六年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二の規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額(当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成十六年改正前の地方税法第三百四十九条の三(第二十三項を除く。)(又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)

三 平成十七年度 次に掲げる宅地等の区分

に応じ、それぞれに定める額

イ ロに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る

平成十六年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(当該特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第七百二条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額)

ロ 平成十六年度分の都市計画税について

平成十七年改正前の地方税法附則第二十

五条第一項又は第二十五条の二の規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額(当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成十七年改正前の地方税法第三百四十九条の三(第二十二項を除く。)(又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)

3 附則第二十五条第二項において読み替えられた附則第十八条第二項第二号に掲げる宅地等

等(平成十五年度に係る賦課期日において第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもののうち当該宅地等の類似土地が平成十四年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの(以下この項において「平成十五年度類似用途変更宅地等」という。)、同条第二項第三号に掲げる宅地等で平成十六年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもののうち当該宅地等の類似土地が平成十五年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの(以下この項において「平成十六年度類似用途変更宅地等」という。)(又は同条第二項第四号に掲げる宅地等で平成十七年度に係る賦課期日において同表

の上欄に掲げる宅地等に該当するもののうち当該宅地等の類似土地が平成十六年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの(以下この項において「平成十七年度類似用途変更宅地等」という。)(又は同条第二項第五号に規定する比率課税標準額は、同号の規定にかかわらず、平成十五年度類似用途変更宅地等に係る平成十五年度分の都市計画税にあつては第一号に掲げる額、平成十六年度類似用途変更宅地等に係る平成十六年度分の都市計画税にあつては第二号に掲げる額、平成十七年度類似用途変更宅地等に係る平成十七年度分の都市計画税にあつては第三号に掲げる額とする。

一 当該平成十五年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る平成十四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該平成十五年度類似用途変更宅地等が平成十五年度に係る賦課期日において該当した第一項の表の上欄に掲げる宅地等に平成十四年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において都市計画税を課されたもの(以下この号及び次項第一号において「平成十四年度類似特定用途宅地等」という。)(で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る平成十四年度類似課税標準額の総額を当該平成十四年度類似特定用途宅地等で

同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

二 当該平成十六年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る平成十五年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該平成十六年度類似用途変更宅地等が平成十六年度に係る賦課期日において該当した第一項の表の上欄に掲げる宅地等に平成十五年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において都市計画税を課されたもの(以下この号及び次項第二号において「平成十五年度類似特定用途宅地等」という。)(で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る平成十五年度類似課税標準額の総額を当該平成十五年度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

三 当該平成十七年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る平成十六年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該平成十七年度類似用途変更宅地等が平成十七年度に係る賦課期日において該当した第一項の表の上欄に掲げる宅

地等に平成十六年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において都市計画税を課されたもの(以下この号及び次項第三号において「平成十六年度類似特定用途宅地等」という。)で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る平成十六年度類似課税標準額の総額を当該平成十六年度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 平成十四年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

イ ロに掲げる平成十四年度類似特定用途宅地等以外の平成十四年度類似特定用途宅地等 当該平成十四年度類似特定用途宅地等に係る平成十四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(当該平成十四年度類似特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第七百二条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額)

ロ 平成十四年度分の都市計画税について

平成十五年改正前の地方税法附則第二十五条第一項の規定の適用を受ける平成十四年度類似特定用途宅地等 当該平成十四年度類似特定用途宅地等に係る同項に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額(当該平成十四年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成十五年改正前の地方税法第三百四十九条の三(第二十三項を除く。))又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)

二 平成十五年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

イ ロに掲げる平成十五年度類似特定用途宅地等以外の平成十五年度類似特定用途宅地等 当該平成十五年度類似特定用途宅地等に係る平成十五年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(当該平成十五年度類似特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第七百二条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額)

ロ 平成十五年度分の都市計画税について平成十六年改正前の地方税法附則第二十

五条第一項又は第二十五条の二の規定の適用を受ける平成十五年度類似特定用途宅地等 当該平成十五年度類似特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額(当該平成十五年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成十六年改正前の地方税法第三百四十九条の三(第二十三項を除く。))又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)

三 平成十六年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

イ ロに掲げる平成十六年度類似特定用途宅地等以外の平成十六年度類似特定用途宅地等 当該平成十六年度類似特定用途宅地等に係る平成十六年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(当該平成十六年度類似特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第七百二条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額)

ロ 平成十六年度分の都市計画税について平成十七年改正前の地方税法附則第二十

五条第一項又は第二十五条の二の規定の適用を受ける平成十六年度類似特定用途宅地等 当該平成十六年度類似特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額(当該平成十六年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成十七年改正前の地方税法第三百四十九条の三(第二十二項を除く。))又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)

5 平成十五年度から平成十七年度までの各年度に係る賦課期日において小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用地等である部分のうちいずれか二以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度分の都市計画税に係る附則第十七条及び前二条並びに前各項の規定の適用については、当該小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用地等である部分をそれぞれ一の宅地等とみなす。

附則第二十六条第二項及び第二十七条の二第二項中「第二十二項」を「第二十項」に改める。
附則第二十七条の四「本条」を「この条」に、
「第二十二項」を「第二十項」に改める。
附則第三十一条の二の前の見出し及び同条を削る。

附則第三十一条の二の見出しとして「特別土地保有税の非課税」を付し、同条第一項中「附則第十條第一項若しくは第三項から第六項まで又は第十一條第十二項、第二十項、第二十一項若しくは第三十項」を「附則第十條第三項又は第四項」に改め、同条第二項中「附則第三十一条の二」を「附則第三十一条の二第一項」に改め、同条を附則第三十一条の二とする。

附則第三十一条の三の前の見出しを削り、同条第一項中「附則第三十一条の二の第三項」を「附則第三十一条の二の第一項」に改め、同条を附則第三十一条の二とし、同条の前に見出しとして「特別土地保有税の課税の特例」を付する。

附則第三十一条の三の第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を削り、同条第七項中「第四項から前項まで」を「前項」に改め、同条を同条第五項とする。

附則第三十一条の三の二第一項中「同条第三項」を「同条第二項」に、「本項」を「この項」に、「並びに次条第一項」を「次条第一項並びに第三十一条の三の四第一項及び第三項」に、「平成十七年三月三十一日までの期間(当該期間内に免除期間の末日がある場合には、平成十三年四月一日から当該免除期間の末日までの期間)」を「免除期間の末日までの期間」に改める。

附則第三十一条の三の三第一項中「同条第三項」を「同条第二項」に、「本項及び次項」を「この

項及び次項並びに次条」に、「平成十七年三月三十一日までの期間(当該期間内に免除期間の末日がある場合には、平成十三年四月一日から当該免除期間の末日までの期間)」を「免除期間の末日までの期間」に、「本項において」を「この項及び次項において」に、「本項及び第三項」を「この項及び第三項並びに次条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第三十一条の三の四 市町村は、予定期間(前条第三項の規定により読み替えて準用する第六百一条第二項の規定により予定期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。以下この項において同じ。)が定められている土地の所有者等が、平成十七年四月一日から予定期間の末日までの期間内に、当該予定期間に係る前条第三項の規定により読み替えて準用する第六百一条第三項又は第四項の規定による徴収の猶予の理由の全部又は一部の変更の申出をし、かつ、当該申出に係る土地を非課税土地として使用し、若しくは使用させる予定であること、当該土地について特例譲渡をする予定であること又は当該土地を免除土地として使用し、若しくは使用させる予定であることにつき市町村長の認定を受け、当該認定の日から二年を経過する日までの期間(工場、事務所その他の建物若しくは構築物の建設又は大規模な宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の政令

で定める理由がある場合には、政令で定める期間とする。以下この条において「変更後予定期間」という。内に、当該土地を非課税土地として使用し、若しくは使用させたこと、当該土地について特例譲渡をしたこと又は当該土地を免除土地として使用し、若しくは使用させたことにつき市町村長の確認を受けたときは、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金(免除期間、予定期間又は変更後予定期間に係るものに限る。第四項において同じ。)に係る納税義務を免除するものとする。

2 市町村長は、前項の申出があつた場合には、直ちに当該申出に係る土地に係る前条第三項の規定により読み替えて準用する第六百一条第三項又は第四項の規定による徴収の猶予を取り消し、かつ、当該徴収の猶予の取消しの日から前項の認定をする日までの期間(当該徴収の猶予の取消しの日の属する月の翌々月の末日までに同項の認定を求める旨の申請がないときは当該徴収の猶予の取消しの日から同日の属する月の翌々月の末日までの期間とし、同項の認定をしない旨の決定をしたときは政令で定める日までの期間とする。)、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金(免除期間又は予定期間に係るものに限り、既に徴収したものを除く。)の徴収を猶予するものとする。ただし、当該

土地について、同項の規定の適用がないことが明らかである場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害その他やむを得ない理由により変更後予定期間(この項の規定により変更後予定期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。以下この項において同じ。)内に当該土地を非課税土地として使用し、若しくは使用させ、当該土地について特例譲渡をし、又は当該土地を免除土地として使用し、若しくは使用させることができないと認める場合(この項の規定により免除土地として使用し、又は使用させることができないと認められることで変更後予定期間が既に延長されている場合を除く。)には、土地の所有者等からの申請に基づき市町村長が定める相当の期間(当該土地を免除土地として使用し、又は使用させることができないと認める場合にあつては、五年を超えない範囲内で市町村長が定める相当の期間)を限つて、変更後予定期間を延長することができる。

4 市町村長は、第一項の認定をした場合には、当該認定の日から変更後予定期間の末日までの期間を限つて、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金(既に徴収したものを除く。)の徴収を猶予するものとする。この場合において、市町村長は、政令で定める要件に該当して担保を徴する必要があると認めるときを除き、その猶予に係る金額

に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴しなければならぬ。

5 市町村長は、第三項の規定により変更後予定期間(同項の規定により変更後予定期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。)を延長した場合には、当該延長された期間を限つて、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金(既に徴収したものを除く。)の徴収の猶予の期間を延長するものとする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

6 市町村長は、前二項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る特別土地保有税について第一項の確認をすることができないことが明らかとなつたとき、又は徴収の猶予の理由の一部に変更があることが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予の取消しに係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を納付しなければならない。

7 第十五条第四項、第十五条の二第一項及び第十五条の三第三項並びに第十六条の二第一項から第三項までの規定は第四項及び第五項

の規定による徴収の猶予について、第十一条、第十六条第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は第四項後段(第五項後段において準用する場合を含む。)の規定による担保について準用する。

8 市町村は、特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該特別土地保有税について第一項の規定の適用があることとなつたときは、当該特別土地保有税の納税義務者の申請に基づいて、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金(免除期間に係るものに限る。)を還付するものとする。

9 市町村長は、前項の規定により特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充たなければならない。

10 前二項の規定によつて特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を還付し、又は充当する場合においては、第八項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

11 第二項、第四項又は第五項の規定により徴収を猶予した税額に係る第六百七条第二項及び第六百八条第一項第四号の規定の適用につ

いては、これらの規定中「第六百一条第三項若しくは第四項(これらの規定を第六百二条第二項及び第六百三条の二の二第二項において準用する場合を含む。)、第六百三条第三項又は第六百三条の二第五項」とあるのは、「附則第三十一条の三の四第二項、第四項又は第五項」とする。

12 第二項の認定及び確認の手續その他同項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十一条の三の五 市町村長は、平成十七年四月一日以後において第六百一条第二項(第六百二条第二項及び第六百三条の二の二第二項において準用する場合を含む。)の規定により第六百一条第一項に規定する納税義務の免除に係る期間(以下この項及び次項において「免除期間」という。)を延長する場合、附則第三十一条の三の二第一項若しくは附則第三十一条の三の三第一項の規定によりこれらの規定に規定する予定期間(以下この項及び次項において「予定期間」という。)を定める場合、前条第一項の規定により同項に規定する変更後予定期間(以下この項及び次項において「変更後予定期間」という。)を定める場合、附則第三十一条の三の二第四項若しくは附則第三十一条の三の三第三項において準用する第六百一条第二項の規定により予定期間を延長する場合又は前条第三項の規定により変更後予

定期間を延長する場合においては、これらの規定にかかわらず、同日以後において延長し、又は定める期間の合計が十年を超えない範囲内で当該免除期間、予定期間又は変更後予定期間の末日を定めなければならない。ただし、免除期間、予定期間又は変更後予定期間が定められている土地が土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係るもの又は都市再開発法による市街地再開発事業の施行に係るものであり、かつ、当該土地区画整理事業又は市街地再開発事業の事業施行期間の終了の時が免除期間、予定期間又は変更後予定期間の末日において当該末日後に定められているときは、免除期間、予定期間又は変更後予定期間の末日を当該事業施行期間の終了の時までとすることができる。

2 市町村長は、前項の規定により免除期間、予定期間又は変更後予定期間の末日を定めた場合において、震災、風水害、火災その他の災害により免除期間、予定期間又は変更後予定期間内に当該土地を附則第三十一条の三の二第一項に規定する非課税土地として使用し、若しくは使用させ、当該土地について同項に規定する特例譲渡をし、又は当該土地を同項に規定する免除土地として使用し、若しくは使用させることができないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、第六百一条第二項(第六百二条第二項、第六百三条の二

の二第二項、附則第三十一条の三の二第四項又は附則第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。又は前条第三項の規定により、二年を超えない範囲内で一回に限り、更に免除期間、予定期間又は変更後予定期間を延長することができる。

3 前二項の規定は、次に掲げる土地については、適用しない。

一 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が施行する土地区画整理法による土地区画整理事業又は都市再開発法による市街地再開発事業に係る土地

二 国又は都道府県が作成した総合的な地域開発に関する計画で政令で定めるものに基づき、主として工場、住宅又は流通業務施設の用に供する目的で行われる一団の土地の造成に関する事業に係る土地

4 平成十七年四月一日以後における第六百二条第一項第一号二に掲げる土地の譲渡で政令で定めるものに係る同条の規定の適用については、同項中「当該土地の譲渡をし」とあるのは「当該土地の譲渡をするための公募をし」と、「当該土地の譲渡があつたこと」とあるのは「当該土地の譲渡をするための公募があつたこと」とする。

附則第三十二条第三項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「本

平成十七年三月八日 衆議院会議録第九号 地方税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

項を「この項」に改め、同条第四項中「本項」を「この項」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第九項中「本項」を「この項」に改め、「から第十三項まで」を削り、同条第十一項中「政令で定めるものの取得」を「バス、トラックその他の総務省令で定めるものの取得(第三項)」に、「平成十六年四月一日から平成十七年九月三十日まで」を「平成十七年十月一日から平成十八年三月三十一日まで」に、「本項」を「この項」に、「次の各号に掲げる自動車の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ」を「百分の一」に改め、同項各号を削り、同条第十二項及び第十三項を削る。

附則第三十二条の三第一項を削り、同条第二項を同条とする。

附則第三十二条の五の表中「附則第三十二条の三第二項」を「附則第三十二条の三」に改める。

附則第三十二条の七第二項中「多極分散型国土形成促進法第七条第二項第三号」を「多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八十三号)第七条第二項第三号」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「本項」を「この項」に、「二分の一」を「三分の一」に改め、同条第三項中「平成十七年四月一日」を「平成十九年四月一日」に、「平成十七年分」を「平成十九年分」に、「本項」を「この項」に、「四分の三」を「二分の一」に改め、同条第六項を削

り、同条第七項中「本項」を「この項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「本項」を「この項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「本項」を「この項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「本項」を「この項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「本項」を「この項」に改め、同項を同条第十項とする。

附則第三十四条第一項中「第三十六条第一項」を「第三十六条」に改める。

附則第三十四条の二第二項中「第三十一条の二第二項第十号から第十五号まで」を「第三十一条の二第二項第十一号から第十六号まで」に改め、同条第五項中「第三十一条の二第二項第十号から第十三号までの造成又は同項第十四号若しくは第十五号」を「第三十一条の二第二項第十一号から第十四号までの造成又は同項第十五号若しくは第十六号」に、「同条第二項第十号から第十五号まで」を「同条第二項第十一号から第十六号まで」に改め、同条第七項中「第三十一条の二第二項第十号から第十五号まで」を「第三十一条の二第二項第十一号から第十六号まで」に改める。

附則第三十四条の二の二中「第三十一条の二第二項第八号から第十三号まで」を「第三十一条の二第二項第九号から第十四号まで」に改める。

附則第三十五条第一項中「第三十六条第一項」

を「第三十六条」に改める。

附則第三十五条の二第一項中「第三十七条の十第三項」を「第三十七条の十第二項」に、「本項及び次項並びに附則第三十五条の二の三第一項」を「この項、次条第二項並びに附則第三十五条の二の四第一項」に、「本項、次項及び第六項、次条第一項並びに附則第三十五条の二の六第二項」を「この項、次条第一項及び第二項並びに附則第三十五条の二の三第一項」に、「第三項及び第四項」を「次項及び第三項」に、「本項、次項及び第六項並びに次条第一項」を「この項及び第五項並びに附則第三十五条の二の三第一項」に、「第九項第三号」を「第八項第三号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第三十七条の十第四項各号」を「第三十七条の十第三項各号」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第三十七条の十第五項」を「第三十七条の十第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、同条第九項第二号中「第三十七条の十第七項第四号」を「第三十七条の十第六項第四号」に改め、同項第四号中「附則第三十五条の二第七項」を「附則第三十五条の二第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第七項中」を「第六項中」に、「附則第三十五条の二第十項」を「附則第三十五条の二第

九項」に、「附則第三十五条の二第七項」を「附則第三十五条の二第六項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改め、同項を同条第九項とする。

附則第三十五条の二の三を削る。

附則第三十五条の二の二第一項中「以下本項」を「(以下この項、)に改め、(これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下本項、次条第一項及び第二項、附則第三十五条の二の六第二項並びに第三十五条の三第四項において同じ。)」を削り、「前条第一項前段」を「附則第三十五条の二第二項前段」に、「本項及び次項」を「この項」に、「(第四項)」を「(第三項)」に、「同条第九項第三号」を「同条第八項第三号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前項に定めるもののほか、第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前条第九項」を「附則第三十五条の二第八項」に、「附則第三十五条の二の二第二項」を「附則第三十五条の二の三第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に、「前条第一項前段」を「附則第三十五条の二第一項前段」に、「前条第十項において準用する同条第一項前段」を「附則第三十五条の二第九項において準用する同条第一項前段」に、「同条第十項」を「同条第九項」に、「第四項」を「第三項」に、「第五項」を「第四項」に、「同条第九項第三号」を「同条第八項第三号」に改め、「第二項中「前条

第二項」とあるのは「前条第十項において準用する同条第二項」とを削り、「前条第九項」を「附則第三十五条の二第八項」に、「前条第十項において準用する同条第九項」を「附則第三十五条の二第九項において準用する同条第八項」に、「附則第三十五条の二の二第一項」を「附則第三十五条の二の三第三項」に、「附則第三十五条の二の二第二項」を「附則第三十五条の二の三第四項」に、「附則第三十五条の二の二第十項」を「附則第三十五条の二第九項」に改め、同項を同条第四項とし、同条を附則第三十五条の二の三とする。

附則第三十五条の二の次に次の一条を加える。

(特定管理株式が価値を失つた場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第三十五条の二の二 道府県民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第三十七条の十の二第一項に規定する特定管理株式(以下この項及び次項において「特定管理株式」という。)が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として同条第一項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条第一項から第八項までの規定その他の道府県民税に関する規

定を適用する。

2 道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十の二第一項に規定する特定管理口座(その者が二以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座)に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡(これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この項、次条第一項並びに附則第三十五条の二の四第一項及び第二項において同じ。)をした場合には、政令で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3 第一項の規定は、政令で定めるところにより、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第四十五条の二第二項又は第三項の規定による申告書(その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第四十五条の三第一項の規定申告書を含む。)に第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるとき

を含む。)に限り、適用する。

4 第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

5 前各項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、第一項中「前条第一項から第八項まで」とあるのは「前条第九項において準用する同条第一項から第八項まで」と、第三項中「第四十五条の二第一項」とあるのは「第三百七条の二第一項」と、「第四十五条の三第一項」とあるのは「第三百七条の三第一項」と読み替えるものとする。

附則第三十五条の二の四及び第三十五条の二の五を次のように改める。

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例)

第三十五条の二の四 道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座(その者が二以上の特定口座を有する場合)には、それぞれの特定口座。次項において同じ。)に同条第三項第二号に規定する上場株式等保管委託契約に基づき保管の委託がされている上場株式等(以下この項において「特定口座内保管上場株式等」という。)の譲渡をした場合には、政令で定めるところにより、当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業

三三三

第三十五条の三第六項」とあるのは「附則第三十五条の三第十一項において準用する同条第六項」と、第八項中「附則第三十五条の二第二項」とあるのは「附則第三十五条の二第九項において準用する同条第一項」と、第九項中「第四十五条の二第二項」とあるのは「第三百七条の二第二項」と読み替えるものとする。

附則第三十五条の三第十二項を削る。

附則第三十六条第一項中「第三十六条第一項」を「第三十六条」に、「本項」を「この項」に改める。

附則第三十九条第二項中「本条を「この条」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第七項から第十項までを削り、同条第十一項中「本項」を「この項」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十二項を同条第八項とする。

附則第三十九条の三第一項の表を次のように改める。

独立行政法人日本原子力研究開発機構	独立行政法人日本原子力研究開発機構法附則第二条第一項及び第三条第一項
独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法附則第二条

附則第三十九条の三第二項中「東京地下鉄株式会社法」の下に「（平成十四年法律第百八十八号）」を加える。

附則第四十条第七項中「百分の十五」を「百分の七・五」に、「四万円」を「二万円」に改める。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正）

第二条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第四号中「売渡」を「売渡し」に改め、同項第七号中「もつぱら」を「専ら」に改め、「を除く。」の下に「並びに同条第九項各号に掲げる固定資産」を加える。

（国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部改正）

第三条 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和三十二年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第一項中「政令で定める弾薬庫及び燃料庫」を「弾薬庫、燃料庫及び通信施設」に改める。

（所得譲与税法の一部改正）

第四条 所得譲与税法（平成十六年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「四千二百四十九億円」を「一兆千五百九十九億円」に改める。

第三条中「二分の一に相当する額を都道府県を五分の三に相当する額を都道府県」に、「二分の一に相当する額を市町村」を「五分の二に相当する額を市町村」に改める。

第十条中「の収入見込額の百分の七十五の額、当該道府県の地方道路譲与税を」、地方道路譲与税に、「の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の特別とん譲与税を」、特別とん譲与税に、「の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の特別とん譲与税を」、特別とん譲与税に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第七十二条の五第一項の改正規定（日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構を「独立行政法人日本原子力研究開発機構」に改める部分に限る。）、同法第

三百四十八条第四項の改正規定（厚生年金基金連合会を「企業年金連合会」に改める部分に限る。）、同法第三百四十九条の三第十項、第五百八十六条第二項第五号の三並びに第七百一条の三十四第三項第一号及び第二号の改正規定並びに同法附則第三十二条第十一項の改正規定並びに附則第七條第四項、第八條第二項、第九條第六項及び第十條第二項の規定 平成十七年十月一日

二 第一条中地方税法第二十四条の五第一項第二号、第四十五条の二第一項から第三項まで、第二百九十五条第一項第二号、第三百七条の二第二項から第三項まで及び第三百七条の六の改正規定、同法附則第三十五条の二の改正規定、同法附則第三十五条の二の次に一条を加える改正規定、同法附則第三十五条の二の二から第三十五条の二の六までの改正規定、同法附則第三十五条の三の改正規定（平成十七年三月三十一日）を「平成十九年三月三十一日」に改める部分を除く。及び同法附則第四十条第七項の改正規定並びに附則第二条第一項から第五項まで及び第七項から第九項まで並びに第六条の規定 平成十八年一月一日

三 第一条中地方税法第七十三条の十四第六項の改正規定（食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第六條第一項第一号）を削る部分に限る。）、同法第百五十條第四

項、第五百五十一條第三項及び第四項、第五百五十一條の二並びに第三百四十八條第二項第二号の二から第二号の四までの改正規定、同法第三百四十九條の三第三十五項の改正規定（とし、その後五年度分の固定資産税については当該償却資産の価額の四分の三の額を削る部分に限る。）、同法第五百八十六條第二項第九号の二並びに第七百一十一條の三十一第一項第五号及び第二項の改正規定並びに同法附則第三十四條の二及び第三十四條の二の二の改正規定並びに附則第五條、第七條第二項及び第八項並びに第九條第二項から第五項までの規定 平成十八年四月一日	六号）の施行の日 七 第一条中地方税法第七十二條の四第一項第二号の二の改正規定及び同法第七十三條の四第一項に二号を加える改正規定（同項第三十七号に係る部分に限る。） 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日 八 第一条中地方税法第三百四十八條第二項に三号を加える改正規定（同項第四十二号に係る部分に限る。） 総合法律支援法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日 九 第一条中地方税法第七十三條の四第一項第一号の改正規定（、本州四国連絡橋公団）を削る部分に限る。）、同法第三百四十九條の三第三十五項の改正規定（若しくは本州四国連絡橋公団）を削る部分に限る。）、同法附則第九條第八項の改正規定及び同法附則第十五條の二第二項の改正規定（本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）第二十九條第一項第三号）を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第十二條第二項第二号に改める部分に限る。）並びに附則第七條第二十二項及び第十條第七項の規定 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二二号）の施行の日 十 第一条中地方税法第七十二條の二十三第一項、第七十二條の四十九の八第一項及び第七十三條の四第一項第四号の四の改正規定並び	に附則第三條第一項の規定 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日 十一 第一条中地方税法第七十三條の四第一項第十一号の改正規定並びに同法附則第十條第十三項並びに第十一條第三十四項及び第三十五項の改正規定 公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）の施行の日 十二 第一条中地方税法第七十三條の四第一項第二十一号、第五百八十六條第二項第一号の五及び第十四号並びに第七百一十一條の三十四第三項第十八号の改正規定並びに附則第四條第二項の規定 中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）の施行の日 十三 第一条中地方税法第七十三條の四第一項に二号を加える改正規定（同項第三十六号に係る部分に限る。）及び同法第三百四十八條第二項に三号を加える改正規定（同項第四十一号に係る部分に限る。）、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法（平成十七年法律第 号）の施行の日 十四 第一条中地方税法第七百一十一條の三十四第六項の改正規定及び同法附則第十五條第三項の改正規定（平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで）を「平成十七年四月一	日から平成十九年三月三十一日まで」に改める部分及び（当該特定倉庫で総務省令で定めるものにあつては、当該特定倉庫に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価額の六分の五）を削る部分を除く。）、港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日 十五 第一条中地方税法附則第十一条に六項を加える改正規定（同条第三十六項及び第三十七項に係る部分に限る。）、民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）附則第一条ただし書に規定する日 十六 第一条中地方税法附則第十一条に六項を加える改正規定（同条第三十八項に係る部分に限る。）、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）の施行の日 十七 第一条中地方税法附則第十一条に六項を加える改正規定（同条第三十九項に係る部分に限る。）、通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）附則第一条ただし書に規定する日 十八 第一条中地方税法附則第十四條に一項を
五 第一条中地方税法第三百四十九條の三第二十九項の改正規定 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号）の施行の日 六 第一条中地方税法附則第十五條第五項及び第八項の改正規定（第十八項）を「第十七項」に改める部分を除く。）並びに附則第七條第十二項及び第十三項の規定 大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十	七 第一条中地方税法第七十二條の四第一項第二号の二の改正規定及び同法第七十三條の四第一項に二号を加える改正規定（同項第三十七号に係る部分に限る。） 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日 八 第一条中地方税法第三百四十八條第二項に三号を加える改正規定（同項第四十二号に係る部分に限る。） 総合法律支援法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日 九 第一条中地方税法第七十三條の四第一項第一号の改正規定（、本州四国連絡橋公団）を削る部分に限る。）、同法第三百四十九條の三第三十五項の改正規定（若しくは本州四国連絡橋公団）を削る部分に限る。）、同法附則第九條第八項の改正規定及び同法附則第十五條の二第二項の改正規定（本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）第二十九條第一項第三号）を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第十二條第二項第二号に改める部分に限る。）並びに附則第七條第二十二項及び第十條第七項の規定 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二二号）の施行の日 十 第一条中地方税法第七十二條の二十三第一項、第七十二條の四十九の八第一項及び第七十三條の四第一項第四号の四の改正規定並び	に附則第三條第一項の規定 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日 十一 第一条中地方税法第七十三條の四第一項第十一号の改正規定並びに同法附則第十條第十三項並びに第十一條第三十四項及び第三十五項の改正規定 公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）の施行の日 十二 第一条中地方税法第七十三條の四第一項第二十一号、第五百八十六條第二項第一号の五及び第十四号並びに第七百一十一條の三十四第三項第十八号の改正規定並びに附則第四條第二項の規定 中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）の施行の日 十三 第一条中地方税法第七十三條の四第一項に二号を加える改正規定（同項第三十六号に係る部分に限る。）及び同法第三百四十八條第二項に三号を加える改正規定（同項第四十一号に係る部分に限る。）、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法（平成十七年法律第 号）の施行の日 十四 第一条中地方税法第七百一十一條の三十四第六項の改正規定及び同法附則第十五條第三項の改正規定（平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで）を「平成十七年四月一	日から平成十九年三月三十一日まで」に改める部分及び（当該特定倉庫で総務省令で定めるものにあつては、当該特定倉庫に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価額の六分の五）を削る部分を除く。）、港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日 十五 第一条中地方税法附則第十一条に六項を加える改正規定（同条第三十六項及び第三十七項に係る部分に限る。）、民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）附則第一条ただし書に規定する日 十六 第一条中地方税法附則第十一条に六項を加える改正規定（同条第三十八項に係る部分に限る。）、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）の施行の日 十七 第一条中地方税法附則第十一条に六項を加える改正規定（同条第三十九項に係る部分に限る。）、通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）附則第一条ただし書に規定する日 十八 第一条中地方税法附則第十四條に一項を

官 報 (号 外)

加える改正規定及び同法附則第十五条に三項を加える改正規定(同条第五十九項に係る部分に限る。) 都市鉄道等利便増進法(平成十七年法律第 号)の施行の日	地に住所を有しない者を除く。)に係る新法第三十八条の規定の適用については、同条中「千円」とあるのは、「三百円」とする。	かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であつたものの所得割(新法第二十条の五第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。)については、新法の規定中所得割に関する部分(新法第三十七条の三を除く。)を適用した場合における所得割の額から、当該額の三分の一に相当する額を控除するものとする。この場合における新法第三十七条の三の規定の適用については、同条中「第三十五条から前条まで」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)附則第二項第五項」とする。	限る。)の規定は、所得割の納税義務者が中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)の施行の日以後に払込みににより取得をする同号に定める特定株式について適用し、所得割の納税義務者が同日前に払込みにより取得をした同号に定める特定株式については、なお従前の例による。
十九 第一条中地方税法附則第十五条に三項を加える改正規定(同条第五十七項に係る部分に限る。) 水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)の施行の日	3 道府県は、平成十八年度分の個人の道府県民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であつたものの所得割(新法第二十条の五第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。)については、新法の規定中所得割に関する部分(新法第三十七条の三を除く。)を適用した場合における所得割の額から、当該額の三分の一に相当する額を控除するものとする。この場合における新法第三十七条の三の規定の適用については、同条中「第三十五条から前条まで」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)附則第二項第五項」とする。	6 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第四十八条第一項の規定により道府県の徴税吏員が行っている徴収又は滞納処分は、新法第四十八条第一項の規定により道府県の徴税吏員が行っている徴収又は滞納処分とみなす。	9 新法附則第三十五条の三(新租税特別措置法第三十七条の十三第一項第四号に定める特定株式に係る部分に限る。)の規定は、所得割の納税義務者が施行日以後に払込みににより取得をする同号に定める特定株式について適用する。
第二十 第一条中地方税法附則第十五条に三項を加える改正規定(同条第五十八項に係る部分に限る。) 港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日	4 平成十九年度分の個人の道府県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であつた者(新法の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る新法第三十八条の規定の適用については、同条中「千円」とあるのは、「六百円」とする。	7 新法附則第三十五条の二の二の規定は、平成十七年四月一日(以下「施行日」という。)以後に同条第一項に規定する事実が発生する場合について適用する。	2 新法第七十二条の四十八第三項及び第四項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに施行日以後の解散(合併による解散を除く。以下この項において
(道府県民税に関する経過措置) 第二条 第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)第二十四条の五第一項第二号並びに附則第四十条第六項及び第七項の規定は、平成十八年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十七年度分までの個人の道府県民税については、第八項に定めるものを除き、なお従前の例による。	5 道府県は、平成十九年度分の個人の道府県民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、	8 新法附則第三十五条の三(所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)第五十五条の規定による改正後の租税特別措置法(次項並びに附則第六条第八項及び第九項において「新租税特別措置法」という。)第三十七条の十三第一項第一号に定める特定株式に関する部分に	2 新法第七十二条の四十八第三項及び第四項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに施行日以後の解散(合併による解散を除く。以下この項において
2 平成十八年度分の個人の道府県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であつた者(新法の施行	5 道府県は、平成十九年度分の個人の道府県民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、	8 新法附則第三十五条の三(所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)第五十五条の規定による改正後の租税特別措置法(次項並びに附則第六条第八項及び第九項において「新租税特別措置法」という。)第三十七条の十三第一項第一号に定める特定株式に関する部分に	2 新法第七十二条の四十八第三項及び第四項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに施行日以後の解散(合併による解散を除く。以下この項において

同じ。)による清算所得に対する事業税(清算所得に對する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに施行日前の解散による清算所得に對する事業税については、なお従前の例による。(不動産取得税に關する経過措置)

第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に關する部分は、施行日以後の不動産の取得に對して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に對して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 旧法第七十三条の四第一項第二十一号の規定は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が同号に規定する土地のうち中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)附則第十六条の規定によりなお効力を有することとされる同法附則第四条第二号の規定による廃止前の新事業創出促進法(平成十年法律第五十二号)第三十二条第一項第一号から第三号までに規定する業務の用に供する土地を取得した場合における当該土地の取得に對して課すべき不動産取得税については、当該

土地の取得が中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間にわたるときに限り、なおその効力を有する。

この場合において、旧法第七十三条の四第一項第二十一号中「新事業創出促進法(平成十年法律第五十二号)第三十二条第一項第一号から第三号まで」とあるのは、「中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)附則第十六条の規定によりなお効力を有することとされる同法附則第四条第二号の規定による廃止前の新事業創出促進法(平成十年法律第五十二号)第三十二条第一項第一号から第三号まで」とする。

3 新法附則第十一條第十六項に規定する代替家屋の取得が施行日から平成十九年三月三十一日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項中「敷地の用に供されていた土地が土地区画整理法第二条第四項に規定する施行地区又は都市再開発法第二条第三号に規定する施行地区のうち被災市街地復興特別措置法第五条第一項に規定する被災市街地復興推進地域の区域内にあるもので総務省令で定めるもの(以下この項において「特定地区」という。))の区域内にある場合において、当該被災家屋の所有者その他の政令で定める者が、当該特定地区の区域内にとあるのは、「所有者その他の政令で定める者が」とする。

(自動車税に關する経過措置)

第五条 新法第五百十條第四項、第五百十一條第三項及び第四項並びに第五百十一條の二の規定は、平成十八年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十七年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(市町村民税に關する経過措置)

第六条 新法第二百九十五條第一項第二号並びに附則第四十條第八項及び第九項の規定は、平成十八年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十七年度分までの個人の市町村民税については、第八項に定めるものを除き、なお従前の例による。

2 平成十八年度分の個人の市町村民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であった者(新法の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る新法第三百十條の規定の適用については、同条中「三千円」とあるのは、「千円」とする。

3 市町村は、平成十八年度分の個人の市町村民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であったものの所得割(新法第二百九十五條第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。)については、新法の規定中所得割に關する部分(新法第

三百十四條の八第一項を除く。)を適用した場合における所得割の額から、当該額の三分の二に相当する額を控除するものとする。この場合における新法第三百十四條の八第一項の規定の適用については、同項中「第三百十四條の三、第三百十四條の四及び前条」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)附則第六條第三項」とする。

4 平成十九年度分の個人の市町村民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であった者(新法の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る新法第三百十條の規定の適用については、同条中「三千円」とあるのは、「二千円」とする。

5 市町村は、平成十九年度分の個人の市町村民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であったものの所得割(新法第二百九十五條第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。)については、新法の規定中所得割に關する部分(新法第三百十四條の八第一項を除く。)を適用した場合における所得割の額から、当該額の三分の一に相当する額を控除するものとする。この場合における新法第三百十四條の八第一項の規定の適用については、同項中「第三百十四條の三、第

官 報 (号 外)

三百十四条の四及び前条」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)附則第六条第五項」とする。	以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。	度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十八年三月三十一日までに建設された旧法第三百四十九条の三第三十五項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。	税については、なお従前の例による。
6 新法第三百十七条の六第三項の規定は、平成十八年一月一日以後に同項に規定する給与の支払を受けなくなった者がある場合について適用する。	2 平成十八年四月一日前に建設された旧法第三百四十八条第二項第二号の四に規定するトンネルに対して課する固定資産税については、なお従前の例による。	9 新法第三百四十九条の三第三十七項の規定は、平成十九年四月一日以後に取得された同項に規定する事務所及び倉庫に対して課する平成二十年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十九年三月三十一日までに取得された旧法第三百四十九条の三第三十九項に規定する事務所及び倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。	12 平成十六年四月一日から大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十六号)の施行の日の前日までの間に取得された旧法附則第十五条第五項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
7 新法附則第三十五条の二の二の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する事実が発生する場合について適用する。	3 施行日前に敷設された旧法第三百四十九条の三第二項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。	10 新法第三百四十九条の三第三十八項の規定は、同項に規定する固定資産(平成十九年三月三十一日までに取得された家屋及び償却資産を除く。)に対して課する平成二十年度以後の年度分の固定資産税について適用し、旧法第三百四十九条の三第四十項に規定する固定資産のうち土地に対して課する平成十九年度分までの固定資産税並びに同項に規定する固定資産のうち平成十九年三月三十一日までに取得された家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。	13 平成十四年四月一日から大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間に取得された旧法附則第十五条第八項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
8 新法附則第三十五条の三(新租税特別措置法第三十七条の十三第一項第一号に定める特定株式に関する部分に限る。)の規定は、所得割の納税義務者が中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)の施行の日以後に払込みにより取得をする同号に定める特定株式について適用し、所得割の納税義務者が同日前に払込みにより取得をした同号に定める特定株式については、なお従前の例による。	4 新法第三百四十九条の三第十項の規定は、平成十八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、旧法第三百四十九条の三第十項に規定する固定資産に対して課する平成十七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。	11 平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新設され、又は増設された旧法附則第十五条第三項に規定する特定倉庫、附属機械設備及び特定上屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。	14 平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に設置された旧法附則第十五条第十一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
9 新法附則第三十五条の三(新租税特別措置法第三十七条の十三第一項第四号に定める特定株式に係る部分に限る。)の規定は、所得割の納税義務者が施行日以後に払込みにより取得をする同号に定める特定株式について適用する。	5 旧法第三百四十九条の三第十一項に規定する固定資産に対して課する平成十七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。	15 平成十三年八月二十四日から平成十七年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第十二項に規定する緑化施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。	16 平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第十四項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
7 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成十七年度	6 施行日前に製造された旧法第三百四十九条の三第十二項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。	17 平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十	

五条第二十三項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

18 平成十三年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第二十九項に規定する設備又は施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

19 平成十三年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第三十項に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

20 平成十五年一月二日から平成十七年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第五十項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

21 平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第五十一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

22 新法附則第十五条の二第二項の規定は、平成十八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、旧法附則第十五条の二第二項に規定する固定資産に対して課する平成十七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)
第八条 次項に定めるものを除き、新法の規定中

自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十二条第十一項の規定は、平成十七年十月一日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前行った旧法附則第三十二条第十一項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

第九条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中事業所税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成十七年以後の年分の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成十七年前の年分の個人の事業及び平成十七年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

2 新法第七百一条の三十一第一項第五号及び第二項の規定は、平成十八年四月一日以後に開始する事業年度分の法人の事業及び平成十八年以後の年分の個人の事業で同日以後に開始するものに対して課すべき事業所税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の事業及び平成十八年分の個人の事業で同日前に開始した

ものに対して課すべき事業所税については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度分の法人の事業並びに平成十八年分の個人の事業で平成十八年四月一日以後に開始するもの及び平成十九年分の個人の事業で平成十九年三月三十一日以前に開始するものに係る新法第七百一条の三十一第一項第五号及び第二項の規定の適用については、「六十五歳」とするのは、「六十二歳」とする。

4 第二項の規定にかかわらず、平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する事業年度分の法人の事業並びに平成十九年分の個人の事業で平成十九年四月一日以後に開始するもの、平成二十年分の個人の事業、平成二十一年分の個人の事業及び平成二十二年分の個人の事業で平成二十二年三月三十一日以前に開始するものに係る新法第七百一条の三十一第一項第五号及び第二項の規定の適用については、「六十五歳」とするのは、「六十三歳」とする。

5 第二項の規定にかかわらず、平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度分の法人の事業並びに平成二十二年分の個人の事業で平成二十二年四月一日以後に開始するもの、平成二十三年分の個人の事業、平成二十四年分の個人の事業及び平成二十五年分の個人の事業で平成二十五年三月三

十一日以前に開始するものに係る新法第七百一条の三十一第一項第五号及び第二項の規定の適用については、「六十五歳」とするのは、「六十四歳」とする。

6 旧法第七百一条の三十四第三項第一号に掲げる施設に係る事業所等(新法第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。次項において同じ。)において行う事業に対して課する事業所税については、なお従前の例による。

7 旧法附則第三十二条の七第二項に規定する事業のうち、同項に規定する中核的民間施設に係る事業所等(平成十一年四月三日から平成十七年三月三十一日までの間に新設されたものに限る。)が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までの当該中核的民間施設に係る同項に規定する者が行う事業に対して課すべき事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)
第十条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成十七年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成十六年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
2 新法第七百二条第二項の規定(新法第三百四十九条の三第十項の規定に関する部分に限る。)は、新法第三百四十九条の三第十項の規定の適

用を受ける家屋に対して課する平成十八年度以後の年度分の都市計画税について適用し、旧法第三百四十九条の第三十項の規定の適用を受ける家屋に対して課する平成十七年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 旧法第三百四十九条の第三十一項の規定の適用を受ける家屋に対して課する平成十七年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

4 新法第七百二条第二項の規定(新法第三百四十九条の第三十七項の規定に限る部分に限る。)は、平成十九年四月一日以後に取得された新法第三百四十九条の第三十七項の規定の適用を受ける土地及び家屋に対して課する平成二十年以後の年度分の都市計画税について適用し、平成十九年三月三十一日までに取得された旧法第三百四十九条の第三十九項の規定の適用を受ける土地及び家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

5 新法第七百二条第二項の規定(新法第三百四十九条の第三十八項の規定に限る部分に限る。)は、新法第三百四十九条の第三十八項の規定の適用を受ける土地及び家屋(平成十九年三月三十一日までに取得された家屋を除く。)に対して課する平成二十年以後の年度分の都市計画税について適用し、旧法第三百四十九条の第三十項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成十九年度分までの都市計画税及び同項の規定の適用を受ける平成十九年三月三十一

日までに取得された家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

6 平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新設され、又は増設された旧法附則第十五条第三項に規定する特定倉庫及び特定上屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

7 新法附則第十五条の第二項の規定は、平成十八年度以後の年度分の都市計画税について適用し、旧法附則第十五条の第二項に規定する固定資産(償却資産を除く。)に対して課する平成十七年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第十一条 新法第七百三条の四第十七項及び第二十六項の規定は、平成十七年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成十六年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(阪神・淡路大震災に係る固定資産税及び都市計画税の特例に関する経過措置)

第十二条 平成十七年度から平成十九年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税に係る新法附則第十六条の二第一項から第九項までの規定の適用については、同条第一項中「で特定地区(土地区画整理法第二条第四項に規定する施行地区又は都市再開発法第二条第三号に規定する施行地区のうち被災市街地復興特別措置法第五条第一項に規定する被災市街地復興推進地域

の区域内にあるもので総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)の区域内にあるもののうち」とあるのは「のうち」と、同条第二項中「において、特定地区の区域内に」とあるのは「において」と、同条第三項及び第四項中「のうち特定地区の区域内にあるものに對して」とあるのは「に對して」と、同条第六項から第九項までの規定中「であり、かつ、特定地区の区域内にある」とあるのは「である」とする。

2 施行日から平成十九年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された新法附則第十六条の第二十項に規定する家屋に対して課する固定資産税及び都市計画税に係る同項の規定の適用については、同項中「家屋の敷地の用に供されていた土地が特定地区の区域内にある場合において、当該滅失し、又は損壊した家屋」とあるのは「家屋」と、「間に、当該特定地区の区域内に」とあるのは「間に」とする。

3 平成十一年一月二日から平成十七年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第十六条の第二十項に規定する家屋に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に

係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 第三条の規定による改正後の国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律は、平成十七年度以後の年度分の国有提供施設等所在市町村助成交付金について適用する。

(所得譲与税法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 第四条の規定による改正後の所得譲与税法(次項において「所得譲与税法」という。)の規定は、平成十七年度以後の年度分の所得譲与税について適用し、平成十六年度分の所得譲与税については、なお従前の例による。

2 新所得譲与税法第十条の規定により読み替えて適用される地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定は、平成十七年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

(政令への委任)

第十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正) 第十七条 地方税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち地方税法第三百四十九条の三の

改正規定中「同条第二十七項から第三十項まで」を「同条第二十五項から第二十八項まで」に、「同条第三十四項」を「同条第三十二項」に改める。

附則第十三条第一項中「新法附則第二十五条の三において読み替えて準用する新法附則第十八条の三」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）第一条の規定による改正後の地方税法附則第二十五条の三」に改める。

（日本道路公団等民営化関係法施行法の一部改正）

第十八条 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第四十一条中地方税法附則第十条に一項を加える改正規定を次のように改める。

附則第十条に次の一項を加える。

13 道府県は、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社若しくは本州四国連絡高速道路株式会社若しくは、高速道路株式会社法第五条第一項第一号、第二号若しくは第四号に規定する事業（本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、同項第一号、第二号、第四号又は第五号に規定する事業）の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合又は独立行政法人日本高速道路保有・

債務返済機構が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）第十二条第一項第一号若しくは第八号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合には、これらの取得が平成二十八年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、これらの不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

理 由

現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、定率減税の縮減、所得譲与税の増額、法人事業税の分割基準の見直し等の措置を講ずるほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととし、あわせて国有提供施設等所在市町村助成交付金等について所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、定率減税の縮減等所要の措置を講じようとして、

するもので、その主な内容は次のとおりである。

1 個人住民税

個人住民税において平成十一年度分から実施している定率減税を、現行の二分の一に縮減することとし、平成十八年度分から適用すること。

2 所得譲与税

平成十七年度の所得譲与税は、国庫補助負担金の改革内容を踏まえ、一兆千五百九十九億円を都道府県及び市町村に譲与すること。

3 法人事業税

法人事業税の分割基準について、各都道府県内における法人の事業の規模等をより的確に反映させる観点から見直しを行うこと。

4 その他

（一）非課税等特別措置の整理合理化等を行うこと。

（二）国有提供施設等所在市町村助成交付金の交付対象の拡充を行うこと。

5 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成十七年四月一日から施行すること。

なお、以上の地方税制の改正により、平成十七年度において二十億円の減収、平年度において三千九百九十七億円の増収が見込まれる。

二 議案の可決理由

現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためあるべき

き税制の構築に向けた改革の一環として、定率減税の縮減等所要の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成十七年三月八日

総務委員長 実川 幸夫
衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

地方税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、地方自治体への税源移譲こそが地方財政の自立に向けた改革の出発点であることにかんがみ、地方における歳出規模と地方税収入との乖離を縮小する観点に立つて、三兆円の税源移譲はもとより、国と地方の税源配分の在り方を抜本的に見直すことによつて地方税源の充実確保を図り、もつて、地方が自らの判断と自らの財源によつて創意工夫に富んだ地域づくりを行える個性豊かで活力に満ちた地域主権型社会への転換を図ることについて十分配慮すべきである。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
二二〇円	二二〇円